資　料　9　岩井市・猿島町合併申請書

岩企企発第85号
猿企発第328号
平成16年10月7日

茨城県知事　　橋本　昌　様

岩井市長　　石　塚　仁太郎
猿島町長　　野　口　正　夫

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により，平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって「坂東市」を設置することとしたいので，関係書類を添えて申請します。

記

1　廃置分合について
⑴　廃置分合の期日
⑵　合併の方式
⑶　新市の名称
⑷　新市の事務所の位置
⑸　廃置分合を必要とした理由
2　廃置分合に至る経緯の概要
3　関係市町の議会の議決書
⑴　廃置分合に関する議会の議決書謄本
⑵　財産処分に関する議会の議決書謄本
⑶　経過措置に関する議会の議決書謄本
⑷　議会の議員の定数に関する議会の議決書謄本
⑸　地域審議会の設置に関する議会の議決書謄本
4　関係市町の議会の会議録の写し
5　協議書の写し
⑴　財産処分に関する協議書の写し
⑵　経過措置に関する協議書の告示の写し
⑶　議会の議員の定数に関する協議書の告示の写し
⑷　地域審議会の設置に関する協議書の告示の写し
6　合併協定書
7　坂東市建設計画
8　関係市町の現況表
9　市となるための要件を証する資料
10　その他関係資料

1　廃置分合について

⑴　廃置分合の期日

平成17年３月22日とする。

⑵　合併の方式

岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置する新設合併とする。

⑶　新市の名称

ア　新市の名称

新市の名称を「坂東（ばんどう）市」とする。

イ　選定の理由

新市の名称は，岩井市・猿島町・境町合併協議会において，関係市町の住民（小学４年生以上）を対象に公募し，「坂東市」に決定したものであるが，岩井市･猿島町合併協議会においても，この１市２町合併協議会での協議結果を踏襲することとし同名称で決定した。

理由として，この地域は，歴史的にも古くから坂東と呼ばれていることに加え，坂東太郎（利根川）や坂東武者から連想されるイメージから，関東地方の中心となる雄大で力強い新市として発展していくことが期待され，また，坂東太郎（利根川）により地理的な位置が把握できることから選定された。

⑷　新市の事務所の位置

ア　新市の事務所の位置

新市の事務所の位置を岩井市役所の位置とする。

岩井市大字岩井4365番地

イ　選定の理由

新市の事務所の位置については，岩井市・猿島町・境町合併協議会での協議決定内容を基本的に踏襲することとし，1市１町の庁舎へ配置する機能等の検討を行い，岩井市･猿島町合併協議会においては，次のように決定した。

１　分庁方式を採用することとし，それぞれ岩井庁舎，猿島庁舎と呼称する。

①新市の事務所の位置は，岩井庁舎の位置とする。

②各庁舎へ配置する機能は，原則として，岩井庁舎へは総務部門，企画部門，市民部門，環境部門，商工観光部門，建設部門，議会を，猿島庁舎へは保健福祉部門，農政部門，教育部門，農業委員会を配置することとする。

③住民サービスの混乱を招かないよう，分庁方式へ移行するまでの経過措置として，当面の間，現行の組織を活用し対応する。

２　合併後の新庁舎の建設位置については，概ね中心部とし，新市において協議する。

⑸　廃置分合を必要とした理由

ア　位置と地勢

岩井市と猿島郡猿島町（以下「１市１町」という）は，茨城県の南西部，首都東京から50㎞，県都水戸からは約70ｋｍの距離に位置しており，東は，水海道市及び結城郡石下町，北は猿島郡三和町・結城郡八千代町，西は猿島郡境町，南は利根川を挟んで千葉県野田市と接している。

１市１町をとりまく自然環境は，南西側に利根川，南側に飯沼川，東側に西仁連川などの河川が流れているとともに，南端には菅生沼があり，野鳥や昆虫などが生息する首都圏において貴重な水辺空間が残されている。また，中央部は猿島台地と呼ばれる概ね平坦な台地が広がっており，田・畑地や山林など良好な自然環境が残されている。

気候は，太平洋型で，年平均気温は15.0℃，年間降雨量は1,293㎜と比較的温暖な地域となっている。

イ　人口と面積

平成12年の国勢調査による総人口は，58,673人であり，平成７年の59,738人に比べると僅かに減少している。

世帯数は，平成12年が15,707世帯であり，平成７年の15,325世帯と比べると382世帯の増加となっている。１世帯当たりの人口は，平成12年は3.74人で平成７年の3.90人に比較して，核家族化が進行している。

年齢階層別人口の構成比は，平成12年の年少人口が15.4％，生産年齢人口が67．0％，老年人口が17．6％であり，各区分の推移は，年少人口が減少傾向，生産年齢人口が横ばい，老年人口が増加傾向にある。

就業者人口は，平成12年に第１次産業が14.1％，第２次産業が42.7％，第３次産業が42．9％となっており，第１次産業が減少，第２次産業が横ばい，第３次産業が増加傾向にある。

１市１町の総面積は，123.18㎢（岩井市：90.72㎢，猿島町：32.46㎢）で，県土の約2.0％を占めており，区域は，東西約12㎞，南北約20㎞となっている。

ウ　沿革

岩井市は，明治22年４月施行の市制町村制により，岩井村，弓馬田村，飯島村，神大実村，七郷村，中川村，長須村，七重村が誕生し，同32年岩井村が町制を施行する。昭和30年には，1町７村が合併して岩井町となり，昭和47年に市制を施行して岩井市となり現在に至っている。

猿島町は，明治22年４月施行の市制町村制により，生子菅村，逆井山村，沓掛村が誕生し，昭和29年に沓掛村が町制を施行した。昭和30年２月に生子菅村と逆井山村が合併して富里村となり，さらに同31年４月には，沓掛町と富里村が合併して猿島町となり，現在に至っている。

エ　１市１町の現況

１市１町の生活及び交流の状況をみると，通勤・通学・買物・医療などの住民生活の行動範囲について，一体的な地域を形成しており，道路交通については，特に国道354号，主要地方道結城岩井線，主要地方道土浦境線，県道中里岩井線などが１市１町の発展や両市町民の交流を支えている。

さらに行政面においても，1市１町は，同一の広域市町村圏に属し，ごみ処理や消防体制などについて，一部事務組合において共同で取り組みを進めているほか，公共施設の相互利用なども実施してきた。さらに，広域的な諸計画においても，この１市１町は，一体的な地域としてゾーニングされ，地域振興が図られてきたところである。

オ　廃置分合を必要とした理由

１市１町は，次の３つの観点から，21世紀を迎え，新しい時代の潮流の中で，一体的な地域社会の発展を図り，地域住民の福祉向上に寄与するとともに，首都圏近郊整備地帯に位置する地域として，広域交通体系の整備効果や地域の特性を生かして，人，もの，情報の交流が活発で，かつ，活力と魅力のあふれる安心して暮らせる都市づくりを進めるため，住民の意思により，1市１町が対等の立場に立って合併し，市制を施行しようとするものである。

◎日常生活の行動範囲の拡大への対応

１市１町は，地理的に連たんし，歴史的・文化的に深い関わりを有しているほか，交通・通信手段等の進展によって，通勤・通学，買い物，医療などの日常生活の行動範囲も，現在の行政区域を越えて広域化していることから，これらに対応した広域的で均質な行政サービスの提供が求められている。このような状況のなか，1市１町は，ごみ処理や消防体制などについて共同で取り組み，また，公共施設の相互利用なども実施しているところである。

今後，首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパス，主要地方道結城岩井線バイパス等の整備により，当地域では住民生活の様々な分野で一層一体化が促進すると予想され，ますます広域的な取り組みが必要になってきている。

このため，1市１町が合併することにより，このような行政需要に対応した一体的で，計画的な行政

を推進し，広域的かつ効率的なまちづくりを進める必要がある。

◎地方分権と多様化，高度化する行政需要への対応

少子高齢化や情報化の進展，女性の社会進出などの社会情勢の変化に伴い，行政需要は多様化，高度化している。

このような行政需要に対応するためには，行政の企画立案能力・総合調整能力の向上，専門職員の確保や養成など，総合的な行財政能力の強化が必要となる。

また，地方分権の進展に伴い，住民への身近なサービスの提供は，行政が自らの判断と責任において決定し，実施することが重要になっている。

このためには，基礎的自治体として主体的，自立的な行政運営が可能となるよう，一層行財政基盤を強化することが不可欠である。

◎プロジェクトなどへの対応

１市１町は，首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパス等の整備により，新たな交流時代を迎えることとなる。今後のまちづくりにおいては，これらの効果を有効に活用していくことが求められており，広域的に取り組んでいく必要がある。

また，1市１町は全国でも有数の生鮮野菜の生産を誇る地域であり，広大な畑地は当地域を特徴付ける共通の地域資源である。今後，地域間競争が激しさを増す中で，広域的な取り組みによりブランド化を図るなど，地域の発展や活性化につなげていく必要がある。

2　廃置分合に至る経緯の概要

当地域の合併については，平成14年５月に古河市，岩井市並びに猿島郡５町（総和町，五霞町，三和町，猿島町，境町）の市町長，議会議長等で構成する「猿島地域市町合併懇話会」が設置されたことで合併の協議が開始され，この中で合併特例法の期限内に実現可能な枠組みを検討すること等が話し合われた。

岩井市，猿島町，境町においては，平成14年８月から９月にかけて，岩井市議会，猿島町議会，境町議会において合併推進に関する特別委員会が設置され，合併に関する協議検討を進めてきた。

このような中，平成14年12月から平成15年２月にかけて，この１市２町の合併推進に関し，地域説明会を開催するとともに，住民の意向を調査するためのアンケート調査を実施し，合併の賛否については，60％～70％以上の賛成，そのうち１市２町での合併については，50％～70％以上が賛成となった。

このような状況を踏まえ，平成15年３月には，1市２町による合併を推進するための基本的事項等について，相互に連携を図りながら研究及び協議を行うために，1市２町の執行部と議会代表による「岩井市・猿島町・境町合併研究会」を設置し，第２回目の研究会において，同年５月に法定合併協議会を設置することを確認した。これを受けて，同年５月14日に法定合併協議会を設置し，同日第１回岩井市・猿島町・境町合併協議会を開催した。以後平成16年７月までに17回の協議会を開催し，建設計画を含め38項目の協議検討項目を協議した。

また，同年５月下旬から６月上旬にかけて，各小学校区単位に住民説明会を開催し，合併協議の内容等について説明を行った。

しかしながら，境町において，合併の是非について賛否を問う住民投票が実施されることとなり，境町長から協議会休止の要請書が提出され，7月９日の第17回合併協議会を最後に１市２町の合併協議会は休止となった。

このような状況に鑑み，岩井市と猿島町においては，1市２町の合併推進を基本として継続していくものとするが，住民投票の結果によっては，1市２町の合併が困難となる場合も想定されることから，平成17年３月の合併特例法期限内の合併を目指して，岩井市と猿島町の合併推進についても並行して協議を行うこととし，平成16年７月に改めて住民説明会を開催した。その結果，1市１町での合併を推進することに住民の理解が得られたことから，同年８月６日に岩井市･猿島町合併協議会を設置した。同年８月12日には，「第１回岩井市・猿島町合併協議会」を開催し，同年８月30日の第２回合併協議会までに，新市建設計画を含む38項目の協議検討項目の協議を整えた。

一方では，境町において，同年９月12日に合併の是非について賛否を問う住民投票が実施され，反対8,699票，　賛成6,124票となり，合併反対が賛成を上回る結果となった。

これらの結果を踏まえ，1市１町は，同年９月27日に第３回合併協議会を開催し，建設計画を決定，合併に係る全ての協議を整え，同年９月27日，合併協定書に調印，同年10月７日，各議会の議決を経て，合併申請の運びとなった。

◎合併申請までの経緯　（○は１市２町協議会，◎は１市１町協議会の内容）

期　　日	内　　容
平成13年	
４月４日	【岩井市】市町村合併研究会を設置（以後12回会議開催）
６月７日	猿島郡市町合併担当課長会議発足・第１回会議開催（以後11回会議開催） （古河市・岩井市・総和町・五霞町・三和町・猿島町・境町の２市５町） ※第４回会議以降，古河市，総和町参加せず。
８月１日	【猿島町】市町村合併研究会を設置・第１回会議開催（以後３回会議開催）
平成14年	
４月23日	猿島郡市町合併担当課長会議で「猿島地域市町合併に関する報告書」作成 （岩井市・五霞町・三和町・猿島町・境町の１市４町）
５月20日	【岩井市】市町村合併研究会で市町村合併に関する報告書を作成。市長へ報告
５月24日	猿島地域市町合併懇話会発足・第１回会議開催（以後５回会議開催） （古河市・岩井市・総和町・五霞町・三和町・猿島町・境町の２市５町）
８月９日	【境　町】境町議会合併推進特別委員会設置
９月９日	【猿島町】猿島町議会市町村合併調査特別委員会設置
９月20日	【岩井市】岩井市議会市町村合併推進特別委員会設置
12月３日	猿島地域市町合併懇話会主催で，総務省自治行政局課長補佐からの合併説明会開催
12月17日	岩井市長，猿島町長，境町長間において協議
平成14年11月 ～平成15年２月	岩井市，猿島町，境町の１市２町において住民説明会を実施するとともに，住民アンケートを実施 ［住民説明会］ 【岩井市】平成15年１月18日～２月２日まで９箇所で実施 【猿島町】平成14年11月12日～12月14日まで20箇所で実施 ※境町は，地区懇談会で合併について説明 ［アンケート］（回答期間） 【岩井市】平成15年２月７日～２月17日 【猿島町】平成14年12月24日～平成15年１月10日 【境　町】平成15年１月14日～２月４日
１月28日	県職員派遣申請
２月26日	岩井市長，猿島町長，境町長間において協議
３月12日	岩井市長，猿島町長，境町長が１市２町の合併推進について共同記者会見
３月25日	岩井市・猿島町・境町合併研究会設置要綱を施行
３月26日	猿島地域市町合併懇話会を解散
４月１日	岩井市・猿島町・境町職員，県派遣職員を合併研究会事務局へ配置
４月３日	岩井市長，猿島町長，境町長が茨城県知事へ合併重点支援地域の指定申請
４月11日	合併重点支援地域の指定
４月11日	第１回岩井市・猿島町・境町合併研究会開催 ・法定合併協議会設置検討
４月21日	第２回岩井市・猿島町・境町合併研究会開催 ・法定合併協議会設置決定
４月30日	岩井市，猿島町，境町の各議会で臨時議会を開催，法定合併協議会設置議案を議決 ○岩井市・猿島町・境町合併協議会（法定合併協議会）を設置
５月14日	○第１回合併協議会 （報告事項）・合併協議会規約，専門部会設置規程等 （協議事項）・会議運営規程，小委員会設置規程等【承認】 ・15年度事業計画，予算【承認】

期　　日	内　　容
平成15年	
6月5日	○第2回合併協議会 （協議事項）・合併の方式【承認】（新設合併） ・合併の時期（目標）【承認】（平成17年3月を目標） ・協議検討項目（協定項目）【承認】（38項目） ・協議検討スケジュール【承認】
7月7日	○第3回合併協議会 （協議事項）・新市建設計画策定方針【提案】 ・行政制度等の調整基本方針【提案】
8月6日	○第4回合併協議会 （協議事項）・新市建設計画策定方針【承認】 ・行政制度等の調整基本方針【承認】 ・新市の事務所の位置の検討方法【提案】 ・新市の名称の検討方法【提案】
9月8日	○第5回合併協議会 （協議事項）・新市の事務所の位置の検討方法【承認】 ・新市の名称の検討方法 ・新市まちづくり計画に係る基本構想（原案）【提案】
10月1日	岩井青年会議所が「市民のための合併対話集会」を開催
10月9日	○第6回合併協議会 （協議事項）・新市の名称の検討方法【承認】 ・新市まちづくり計画に係る基本構想（原案）【承認】 ・新市の事務所の位置（1市2町の事務所の現況等）
11月1日 ～30日	○新市名称を公募 1市2町内に居住する小学校4年生以上を対象に公募
11月10日	○第7回合併協議会 （協議事項）・新市名称検討小委員会名称候補絞り込み基準等【承認】
11月28日	○第1回新市名称検討小委員会 絞り込み方法（絞り込みスケジュール，絞り込み手順）
12月5日	○第8回合併協議会 （協議事項）・新市の事務所の位置（1市2町合併後の事務所の考え方等） ・行政制度等の調整方針案 【提案】地域審議会の設置，慣行の取扱い，窓口業務の取扱い
12月17日	○第2回新市名称検討小委員会 応募はがきの審査（応募総数2,553点，有効1,806点，無効747点） 第1次選定方法を決める（各委員1人10点以内を選定）
12月26日	○第3回新市名称検討小委員会 第1次選定を開始
平成16年	
1月13日	○第4回新市名称検討小委員会 第1次選定を終了，名称候補を66点に絞り込む 第2次選定方法を決める（各委員1人2点を選定）
1月16日	○第9回合併協議会 （報告事項）・新市名称検討小委員会中間報告 （協議事項）・新市の事務所の位置 （市長･町長，各議長の6者で，今後，協議会で提案するための案を作成することとした） ・行政制度等の調整方針案 【承認】慣行の取扱い，窓口業務の取扱い 【提案】町・字名の取扱い，姉妹都市・国際交流事業の取扱い，電算システムの取扱い
1月21日	○第5回新市名称検討小委員会 第2次選定を実施，名称候補を18点に絞り込む

期　　日	内　　容
平成16年	
2月1日	○第6回新市名称検討小委員会 地名の専門家による講話 講師：茨城工業高等専門学校名誉教授　佐久間　好雄氏 筑波大学教授　谷川　彰英氏 読みや漢字の違う名称を統一し，18点を16点に
2月3日	○第7回新市名称検討小委員会 投票により名称候補を10点に絞り込む （下総市，坂東市，大利根市，緑野市，利根市，幸市，将門市，みどりの市，むつみ野市，西南市）
2月9日	○第10回合併協議会 （報告事項）・新市名称検討小委員会報告 （協議事項）・新市の名称【提案】（名称の決定方法） ・行政制度等の調整方針案 【承認】町・字名の取扱い，姉妹都市・国際交流事業の取扱い， 電算システムの取扱い 【提案】条例・規則の取扱い，消防団の取扱い，環境業務の取扱い，健康事業の取扱い，福祉事業の取扱い，介護保険事業の取扱い，商工観光事業の取扱い，建設関係事業の取扱い，学校教育事業の取扱い，生涯学習事業の取扱い
3月2日	○第11回合併協議会 （協議事項）・新市の名称【承認】（名称の決定方法） ・新市まちづくり計画（素案）【提案】 ・行政制度等の調整方針案 【承認】条例・規則の取扱い，消防団の取扱い，環境業務の取扱い，健康事業の取扱い，福祉事業の取扱い，介護保険事業の取扱い，商工観光事業の取扱い，建設関係事業の取扱い，学校教育事業の取扱い，生涯学習事業の取扱い 【提案】一部事務組合等の取扱い，使用料・手数料等の取扱い，公共的団体等の取扱い，補助金・交付金等の取扱い，行政連絡機構の取扱い，農林水産事業の取扱い，水道事業の取扱い，下水道事業の取扱い
3月18日	境町議会において，「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意志を問う住民投票条例」を可決する。
3月29日	○第12回合併協議会 （協議事項）・新市の事務所の位置 （市長・町長，各議長による6者協議の経過報告） ・新市の名称について（未協議） ・新市まちづくり計画（素案）【承認】 ・行政制度等の調整方針案 【承認】一部事務組合等の取扱い，使用料・手数料等の取扱い，公共的団体等の取扱い，補助金・交付金等の取扱い，行政連絡機構の取扱い，農林水産事業の取扱い，水道事業の取扱い，下水道事業の取扱い 【提案】地方税の取扱い，納税の取扱い，国民健康保険事業の取扱い ・16年度事業計画，予算【承認】
4月20日	○第13回合併協議会 （協議事項）・新市の事務所の位置【提案】 （市長・町長，各議長による6者協議で取りまとめた案を提出する） ・新市の名称（3点に絞り込む） （坂東市・緑野市・将門市） ・行政制度等の調整方針案 【承認】地方税の取扱い，納税の取扱い，国民健康保険事業の取扱い 【提案】一般職の職員の身分の取扱い
4月21日	○1市2町の新市建設計画（案）の県知事との事前協議提出

期　　日	内　　容
平成16年	
5月11日	○第14回合併協議会 （協議事項）・新市の事務所の位置【承認】 ・新市の名称【承認】（坂東市（ばんどうし）に決定） ・行政制度等の調整方針案 【承認】一般職の職員の身分の取扱い
5月20日 ～6月9日	○合併に関する住民説明会を開催 （岩井市，猿島町，境町と岩井市・猿島町・境町合併協議会の共催） 岩井市，猿島町，境町の1市2町内18会場で開催
5月28日	○第15回合併協議会 （協議事項）・合併の期日【承認】 ・行政制度等の調整方針案 【継続】地域審議会の設置 【提案】財産の取扱い，議会議員の定数及び任期の取扱い，農業委員会委員の定数及び任期の取扱い，特別職の職員の身分の取扱い，組織及び機構の取扱い，慣行の取扱い（追加） ・坂東市まちづくり計画（案）【提案】 （報告事項）・15年度事業報告 （認定事項）・15年度歳入歳出決算
6月18日	茨城県議会「市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会」において，岩井市，猿島町，境町の1市2町による新市建設計画について審議
6月25日	○第16回合併協議会 （協議事項）・坂東市まちづくり計画（案）【承認】 ・行政制度等の調整方針案 【承認】地域審議会の設置，財産の取扱い，農業委員会委員の定数及び任期の取扱い，組織及び機構の取扱い，慣行の取扱い（追加） 【継続】議会議員の定数及び任期の取扱い，特別職の職員の身分の取扱い
6月28日	○1市2町の新市建設計画（案）の県知事との本協議提出
7月5日	境町議会において，「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意志を問う住民投票実施を求める決議案の採択について」の議案が可決される。
7月7日	○1市2町の新市建設計画（案）の県知事との本協議，異議ない旨の回答
7月9日	○第17回合併協議会 （協議事項）・今後の協議の進め方について ・境町の住民投票実施に伴い，境町長から合併協議会休止の要望書が提出され，これを受けて，岩井市長，猿島町長から境町長へ「早期の住民投票実施と議会を含めた結論を9月中に出すこと」，「1市2町の合併推進を基本とするが，この合併が困難になることも予想されることから1市1町での合併推進を検討せざるを得ないこと」について申し入れる。 ※岩井市・猿島町・境町合併協議会の休止を決定
7月26日 ～30日	岩井市，猿島町での合併推進について，各市町で住民説明会開催 【岩井市】7月26日～7月30日，3箇所で開催 【猿島町】7月26日～7月29日，4箇所で開催
8月6日	岩井市，猿島町の各議会で臨時議会を開催し，岩井市・猿島町法定合併協議会設置を議決。岩井市・猿島町合併協議会を設置。
8月12日	◎第1回合併協議会 （報告事項）・合併協議会規約，専門部会設置規程等 （協議事項）・会議運営規程，小委員会設置規程等【承認】 ・16年度事業計画，予算【承認】 ・協議検討項目（協定項目）【承認】 ・行政制度等の調整基本方針【承認】 ・新市建設計画策定方針【承認】

期　　日	内　　容
平成16年	
	・合併の方式【承認】 （新設合併とする） ・合併の期日【承認】 （平成17年３月22日とする） ・新市の名称【承認】 「坂東市（ばんどうし）」 ・新市の事務所の位置【承認】 （岩井庁舎とする）
８月30日	◎第２回合併協議会 （協議事項）・行政制度等の調整方針案 【承認】 協議検討項目「財産の取扱い」ほか32項目 ・坂東市建設計画（案）【承認】
８月30日	◎岩井市，猿島町の１市１町の新市建設計画（案）の県知事との本協議提出
９月12日	境町で「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意志を問う住民投票」を実施 ・開票の結果，反対8，699票，賛成6，124票で反対票が賛成票を上回る。
９月22日	茨城県議会「市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会」において，1市１町による新市建設計画について審議
９月24日	◎岩井市，猿島町の１市１町の新市建設計画（案）の県知事との本協議，異議ない旨の回答
９月24日	境町長から，岩井市長，猿島町長に対して，1市２町の合併協議会（岩井市・猿島町・境町合併協議会）からの離脱の申し入れ
９月27日	◎第３回合併協議会 （協議事項）・坂東市建設計画【決定】 ●合併協定調印式 ・岩井市，猿島町の両市町長が合併協定を締結
10月７日	●岩井市，猿島町の両市町議会の臨時議会において，合併関連議案を議決 ●合併協定締結報告・合併申請式

1　廃置分合に関する議会の議決書謄本

議案第61号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第１項の規定により，平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することを茨城県知事に申請することについて，同条第５項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

岩井市長　　石　塚　仁太郎

平成16年10月７日　原案可決
岩井市市議会議長　野本良一
本書は議決書の謄本である

平成16年10月７日　原案可決

岩井市市議会議長　野本良一

議案第45号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第１項の規定により，平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することを茨城県知事に申請することについて，同条第５項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

猿島町長　　野　口　正　夫

平成16年10月７日　原案可決
猿島町議会議長　稲毛田眞平

猿議証第10号
上記は議決書の謄本である
平成16年10月７日
猿島町議会議長　稲毛田眞平

2　財産処分に関する議会の議決書謄本

議案第62号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う財産処分について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第４項の規定により，別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ定めることについて，同条第５項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

岩井市長　　石　塚　仁太郎

平成16年10月７日　原案可決
岩井市市議会議長　野本良一
本書は議決書の謄本である

平成16年10月７日　原案可決
岩井市市議会議長　野本良一

議案第46号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う財産処分について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第４項の規定により，別紙のとおり岩井市と協議のうえ定めることについて，同条第５項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

猿島町長　　野　口　正　夫

平成16年10月７日　原案可決
猿島町議会議長　稲毛田眞平

猿議証第10号
上記は議決書の謄本である
平成16年10月７日
猿島町議会議長　稲毛田眞平

別紙

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う財産処分について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第４項の規定により，下記のとおり定めるものとする。

記

岩井市及び猿島郡猿島町の財産及び債務は，すべて坂東市に帰属させる。
ただし，特定目的基金については，当該事業を推進するための財源として旧市町単位で特例的運用を認めるものとする。

平成16年10月７日

岩井市長　　石　塚　仁太郎
猿島町長　　野　口　正　夫

3　経過措置に関する議会の議決書謄本

議案第63号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い，市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第６号)による経過措置を，別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ定めることについて，同法第７条第４項において準用する同法第６条第８項及び同法第８条第４項において準用する同法第６条第８項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

岩井市長　　石　塚　仁太郎

平成16年10月７日　原案可決
　岩井市市議会議長　野本良一
本書は議決書の謄本である

平成16年10月７日　原案可決
　岩井市市議会議長　野本良一

議案第47号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）による経過措置を，別紙のとおり岩井市と協議のうえ定めることについて，同法第７条第４項において準用する同法第６条第８項及び同法第８条第４項において準用する同法第６条第８項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

猿島町長　　野　口　正　夫

平成16年10月７日　原案可決
　猿島町議会議長　稲毛田眞平

猿議証第10号
　上記は議決書の謄本である
　　平成16年10月７日
　　猿島町議会議長　稲毛田眞平

別紙

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う，岩井市及び猿島郡猿島町の議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期等について，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）により，下記のとおり定めるものとする。

記

1　議会の議員の在任

岩井市及び猿島郡猿島町の議会の議員は，市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し，平成18年12月21日まで引き続き坂東市の議会の議員として在任するものとする。

2　農業委員会の委員の任期等

新市に１つの農業委員会を設置するものとし，岩井市及び猿島郡猿島町の農業委員会の選挙による委員は，市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第１号の規定を適用し，合併後１年間引き続き坂東市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

農業委員会等に関する法律第７条の規定による新市の選挙による委員の定数は，18人とするものとする。

新市の選挙の単位は，旧市町の区域に１選挙区を設けることとし，各選挙区において選挙すべき定数は，新市において定めるものとする。

平成16年10月７日

岩井市長　　石　塚　仁太郎
猿島町長　　野　口　正　夫

4　議会の議員の定数に関する議会の議決書謄本

議案第64号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う議会の議員の定数について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第７項の規定により，別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ定めることについて，同条第10項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

岩井市長　　石　塚　仁太郎

平成16年10月７日　原案可決
岩井市市議会議長　野本良一
本書は議決書の謄本である

平成16年10月７日　原案可決
岩井市市議会議長　野本良一

議案第48号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う議会の議員の定数について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第７項の規定により，別紙のとおり岩井市と協議のうえ定めることについて，同条第10項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

猿島町長　　野　口　正　夫

平成16年10月７日　原案可決
猿島町議会議長　稲毛田眞平

猿議証第10号
上記は議決書の謄本である
平成16年10月７日
猿島町議会議長　稲毛田眞平

別紙

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う議会の議員の定数について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第７項の規定により，下記のとおり定めるものとする。

記

坂東市議会の議員の定数は，26人とする。

平成16年10月７日

岩井市長　　石　塚　仁太郎
猿島町長　　野　口　正　夫

5　地域審議会の設置に関する議会の議決書謄本

議案第65号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４第１項の規定に基づく地域審議会を，別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ設置することについて，同条第３項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

岩井市長　　石　塚　仁太郎

平成16年10月７日　原案可決
　岩井市市議会議長　野本良一
本書は議決書の謄本である

平成16年10月７日　原案可決
　岩井市市議会議長　野本良一

議案第49号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４第１項の規定に基づく地域審議会を，別紙のとおり岩井市と協議のうえ設置することについて，同条第３項の規定により，議会の議決を求める。

平成16年10月７日提出

猿島町長　　野　口　正　夫

平成16年10月７日　原案可決
　猿島町議会議長　稲毛田眞平

猿議証第10号
　上記は議決書の謄本である
　　平成16年10月７日
　　猿島町議会議長　稲毛田眞平

別紙

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年３月22日から岩井市及び猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い岩井市及び猿島町の区域ごとに，それぞれ岩井地域審議会及び猿島地域審議会を設置することについて，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４第２項の規定により，下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）
第１条　市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４第１項の規定に基づき，岩井市及び猿島町の区域であった区域（以下「関係区域」という。）ごとに，それぞれ岩井地域審議会及び猿島地域審議会を置く。

（所掌事務）
第２条　地域審議会は，関係区域ごとに，当該区域に係る次に掲げる事項について，市長の諮問に応じて審議し，答申するものとする。
⑴　新市建設計画の変更に関する事項
⑵　新市建設計画の執行状況に関する事項
⑶　その他市長が必要と認める事項
２　地域審議会は，必要と認める事項について審議し，市長に意見を述べることができる。
（組織）
第３条　地域審議会は，委員20人以内で組織する。
２　委員は，当該区域に住所を有する者で，次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。
⑴　識見を有する者
⑵　公募により選ばれた者
３　前項第２号の委員の人数は，5人以内とする。
（任期）
第４条　委員の任期は，2年とする。
２　委員は，当該区域に住所を有しなくなったときは，その職を失う。
（会長及び副会長）
第５条　地域審議会に会長及び副会長１人を置く。
２　会長及び副会長は，委員の互選により定める。
３　会長は，会務を総理し，地域審議会を代表する。
４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第６条　地域審議会は，会長が招集する。
２　会長は，会議の議長となる。
３　地域審議会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
４　地域審議会の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。
５　会長は，審議上必要と認めるときは，委員以外のものを会議に出席させ，意見を述べさせることができる。
（設置期間）
第７条　地域審議会の設置期間は，合併の日から10年間とする。
（補則）
第８条　地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

平成16年10月７日

岩井市長　　石　塚　仁太郎
猿島町長　　野　口　正　夫

1　財産処分に関する協議書の写し

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う財産処分について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第４項の規定により，下記の

とおり定めるものとする。

記

岩井市及び猿島郡猿島町の財産及び債務は，すべて坂東市に帰属させる。

平成16年10月７日

岩井市長　　石　塚　仁太郎
猿島町長　　野　口　正　夫

上記は原本と相違ないことを証明する
平成16年10月７日
岩井市長　石塚　仁太郎

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う財産処分について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第４項の規定により，下記のとおり定めるものとする。

記

岩井市及び猿島郡猿島町の財産及び債務は，すべて坂東市に帰属させる。

平成16年10月７日

岩井市長　　石　塚　仁太郎
猿島町長　　野　口　正　夫

この写しは，原本と相違ないことを証明する
平成16年10月７日
猿島町長　野口　正夫

2　経過措置に関する協議書の告示の写し

岩井市告示第113号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う経過措置について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）による経過措置を，別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ定めたので，同法７条第４項において準用する同法第６条第８項及び同法第８条第４項において準用する同法第８項の規定により告示する。

平成16年10月７日

岩井市長　石塚　仁太郎

上記は原本と相違ないことを証明する
平成16年10月７日
岩井市長　石塚　仁太郎

猿島町告示第37号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う経過措置について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）による経過措置を，別紙のとおり岩井市と協議のうえ定めたので，同法７条第４項において準用する同法第６条第８項及び同法第８条第４項において準用する同法第８項の規定により告示する。

平成16年10月７日

猿島町長　野　口　正　夫

この写しは，原本と相違ないことを証明する
平成16年10月７日
猿島町長　野口　正夫

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う，岩井市及び猿島郡猿島町の議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期等について，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）により，下記のとおり定めるものとする。

記

１　議会の議員の在任
岩井市及び猿島郡猿島町の議会の議員は，市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し，平成18年12月21日まで引き続き坂東市の議会の議員として在任するものとする。

２　農業委員会の委員の任期等
新市に１つの農業委員会を設置するものとし，岩井市及び猿島郡猿島町の農業委員会の選挙による委員は，市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第１号の規定を適用し，合併後１年間引き続き坂東市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

平成16年10月17日

岩井市長　　石　塚　仁太郎

猿島町長　　野　口　正　夫

3　議会の議員の定数に関する協議書の告示の写し

岩井市告示第114号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う議会の議員の定数について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い議会の議員の定数について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第７項の規定により，別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ定めたので，同条第８項の規定により告示する。

平成16年10月７日

岩井市長　石　塚　仁太郎

上記は原本と相違ないことを証明する
平成16年10月７日
岩井市長　石塚　仁太郎

猿島町告示第36号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う議会の議員の定数について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い議会の議員の定数について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第７項の規定により，別紙のとおり岩井市と協議のうえ定めたので，同条第８項の規定により告示する。

平成16年10月７日

猿島町長　野　口　正　夫

この写しは，原本と相違ないことを証明する
平成16年10月７日
猿島町長　野口　正夫

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う議会の議員の定数について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第７項の規定により，下記のとおり定めるものとする。

記

坂東市議会の議員の定数は，26人とする。

平成16年10月17日

岩井市長　　石　塚　仁太郎
猿島町長　　野　口　正　夫

4　地域審議会の設置に関する協議書の告示の写し

岩井市告示第115号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う地域審議会の設置について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う地域審議会の設置について，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４第１項及び第２項の規定に基づき，別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ定めたので，同条第３項の規定により告示する。

平成16年10月７日

岩井市長　石　塚　仁太郎

上記は原本と相違ないことを証明する
平成16年10月７日
岩井市長　石塚　仁太郎

猿島町告示第38号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う地域審議会の設置について

平成17年３月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴う地域審議会の設置について，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４第１項及び第２項の規定に基づき，別紙のとおり岩井市と協議のうえ定めたので，同条第３項の規定により告示する。

平成16年10月７日

猿島町長　野　口　正　夫

この写しは，原本と相違ないことを証明する
平成16年10月７日
猿島町長　野口　正夫

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年３月22日から岩井市及び猿島町を廃し，その区域をもって坂東市を設置することに伴い岩井市及び猿島町の区域ごとに，それぞれ岩井地域審議会及び猿島地域審議会を設置することについて，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４第２項の規定により，下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第１条　市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４第１項の規定に基づき，岩井市及び猿島町の区域であった区域（以下「関係区域」という。）ごとに，それぞれ岩井地域審議会及び猿島地域審議会を置く。

（所掌事務）

第２条　地域審議会は，関係区域ごとに，当該区域に係る次に掲げる事項について，市長の諮問に応じて審議し，答申するものとする。

⑴　新市建設計画の変更に関する事項

⑵　新市建設計画の執行状況に関する事項

⑶　その他市長が必要と認める事項

２　地域審議会は，必要と認める事項について審議し，市長に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　地域審議会は，委員20人以内で組織する。

２　委員は，当該区域に住所を有する者で，次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

⑴　識見を有する者

⑵　公募により選ばれた者

３　前項第２号の委員の人数は，5人以内とする。

（任期）

第４条　委員の任期は，2年とする。

２　委員は，当該区域に住所を有しなくなったときは，その職を失う。

（会長及び副会長）

第５条　地域審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は，委員の互選により定める。

３　会長は，会務を総理し，地域審議会を代表する。

４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　地域審議会は，会長が招集する。

２　会長は，会議の議長となる。

３　地域審議会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

４　地域審議会の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

５　会長は，審議上必要と認めるときは，委員以外のものを会議に出席させ，意見を述べさせることができる。

（設置期間）

第７条　地域審議会の設置期間は，合併の日から10年間とする。

（補則）

第８条　地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

平成16年10月７日

岩井市長　　石　塚　仁太郎
猿島町長　　野　口　正　夫

関係市町の現況等　（その１）

区分		計	岩井市	猿島町	備考
人口	現在（人）	57,901	42,746	15,155	H16．4．1現在
	国勢調査（人）	58,673	43,421	15,252	H12国調
１㎢当たり人口（人）		470.05	478.64	469.87	H12国調
世帯数	現在（戸）	16,491	12,641	3,850	H16．4．1現在
	国勢調査（戸）	15,707	12,070	3,637	H12国調
人口集中地区	人口（人）	8,479	8,479	—	H12国調
	全人口に対する割合（%）	14.5	19.5	—	
連たん戸数	戸数（戸）	10,086	7,772	2,314	地方自治法第８条第１項第２号
	全戸数に対する割合（%）	63.7	65.5	58.2	
人口増加率（%）		△1.8	△2.0	△1.0	H7～H12国調
区域	面積（㎢）	123.18	90.72	32.46	
	東西（㎞）	12.0	12.5	10.0	
	南北（㎞）	20.0	15.8	9.0	
就業者数	第１次産業（人）	4,517	3,108	1,409	H12国調
	割合（%）	14.14	12.98	17.59	
	第２次産業（人）	13,654	10,323	3,331	
	割合（%）	42.73	43.12	41.58	
	第３次産業（人）	13,705	10,454	3,251	
	割合（%）	42.89	43.67	40.58	
官公署	種類（種）	4	4	4	H16．4．1現在
	箇所数（所）	28	28	10	
中学校以上の学校	中学校	4	3	1	H16．4．1現在
	高等学校	3	2	1	
	短大	—	—	—	
	大学	—	—	—	
文化施設	図書館	2	1	1	H16．4．1現在
	博物館	2	1	1	
	公会堂	3	1	2	
	公園	2	2	0	
	運動場	5	3	2	
	体育館	2	1	1	

（その２）

区分		計	岩井市	猿島町	備考
公営企業	水道	2	1	1	H16．4．1現在
	軌道	—	—	—	
	ガス	—	—	—	
	自動車	—	—	—	
	電気	—	—	—	
	その他の企業	—	—	—	
県税	納税総額（千円）	3,048,055	2,321,165	726,890	H15年度実績
	１人当たり（円）	52,405	53,763	48,495	

市（町）税	納税総額（千円）	6,284,037	5,078,485	1,205,552	H15年度実績
	１人当たり（円）	108,042	117,628	80,429	
本年度当初予算	一般会計（千円）	18,563,000	13,181,000	5,382,000	H16年度
	特別会計（千円）	13,735,500	9,549,000	4,186,500	
	企業会計（千円）	1,671,910	1,063,693	608,217	
銀行	本店	1	1	—	H16．4．1現在
	支店	17	12	5	
事業所	資本金１千万～１億円未満	307	175	132	H16年度法人課税台帳
	資本金１億円以上	97	81	16	
衛生施設	病院	4	2	2	H16．4．1現在
	診療所	25	20	5	
	歯科	23	19	4	
娯楽施設	劇場等	9	7	2	H16．4．1現在
	映画館	1	1	0	
生産額	第１次産業（百万円）	13,278	9,475	3,803	H13年度市町村所得年報
	第２次産業（百万円）	69,063	54,289	14,774	
	第３次産業（百万円）	108,274	83,215	25,059	
	計（百万円）	190,615	146,979	43,636	
所得額	総額（百万円）	160,006	122,198	37,808	H13年度市町村所得年報
	一人当たり（千円）	2,735	2,827	2,475	
交通機関普及状況	鉄道駅数	—	—	—	H16．4．1現在
	鉄道路線延長（km）	—	—	—	
	乗合自動車数	45	43	2	
	その他の自動車数	49,114	34,094	15,020	

（その３）

区分		計	岩井市	猿島町	備考
郵便１日当平均	発信	6,642	5,568	1,074	H15年度実績
	受信	20,077	14,757	5,320	
電話加入件数		20,391	15,747	4,644	H16．4．1現在
郵便局	普通	2	1	1	H16．4．1現在
	特定	10	8	2	
テレビ受信契約件数		13,491	10,175	3,316	H16．4．1現在

〈補足：最新の人口及び世帯数〉

区分	計	岩井市	猿島町	備考
人口（人）	57,901	42,746	15,155	H16．4．1現在
世帯数（世帯）	16,491	12,641	3,850	

市となるための要件を証する調書（総括表）

区分			市制施行要件	現況			備考
				新市	岩井市	猿島町	
法律要件	人口	国勢調査	５万人以上	58,673	43,421	15,252	H12国勢調査
		常住人口調査		57,901	42,746	15,155	H16．4．1常住人口調査
	中心市街地の連たん戸数		60％以上	63.7	65.5	58.2	H16．4．1現在
	都市的業態人口		60％以上	76.4	78.1	71.5	H12国勢調査
条例要件	1号	官公署	５種以上設置されていること	４種	４種	４種	H16．4．1現在
	2号	高等学校	設置されていること	3	2	1	H16．4．1現在

条例要件	3号	図書館	２種以上設置されていること	2	1	1	H16．4．1現在
		博物館		2	1	1	
		公会堂		3	1	2	
		公園		2	2	0	
	4号	上水道	設置されていること	2	1	1	H16．4．1現在
		下水道	設置されていること	2	1	1	
		じんかい処理場	設置されていること	1		1	
	5号	軌道・バス・定期船などの交通施設	整備されていること	整備されている			H16．4．1現在
	6号	銀行	２以上	18	13	5	H16．4．1現在
		資本金500万以上の会社又は工場	10以上	870	660	210	H16．4．1現在
	7号	病院・診療所	10以上	52	41	11	H16．4．1現在
		医師数	人口700人につき１人以上	0.9	0.9	0.9	
		病院の病床数	60以上	666	196	470	
	8号	劇場・映画館等	２以上	10	8	2	H16．4．1現在
	9号	都市計画事業	施行されていること	施行されている			H16．4．1現在
		主要幹線道路	ある程度整備されていること	整備されている			
市制施行協議基準	1	人口	５万人以上	58,673	43,421	15,252	H12国勢調査
	2	中心市街地の連たん戸数	60％以上	63.7	65.5	58.2	H16．4．1現在
	3	都市的業態人口	60％以上	76.4	78.1	71.5	H12国勢調査
	4	官公署	設置されていること	４種	４種	４種	H16．4．1現在
	5	高等学校	１以上	3	2	1	H16．4．1現在
	6	図書館・博物館・公会堂・公園等の文化施設	有していること	有している			H16．4．1現在
	7	上水道・下水道	有していること	有している			H16．4．1現在
	8	軌道・バス・定期船などの交通施設	整備していること	整備している			H16．4．1現在
	9	銀行・会社・工場等	相当数あること	相当数ある			H16．4．1現在
	10	病院・診療所	10以上	52	41	11	H16．4．1現在
	11	劇場・映画館等	２以上	10	8	2	H16．4．1現在
	12	都市計画事業	施行されていること	施行されている			H16．4．1現在
		主要幹線街路	ある程度整備されていること	整備されている			
	13	担税力・財政状況	充分であること	充分である			H15．4．1現在
	14	将来発展性	将来発展性のあること	発展性がある			H16．4．1現在

法律要件　地方自治法第８条第１項第１号

市制施行協議基準　第１号

「人口５万人以上を有すること。」

［資料名称］国勢調査
（各年10月１日）

	１市１町合計			岩　井　市			猿　島　町		
	人　口（人）	増加数（人）	増加率（率）	人　口（人）	増加数（人）	増加率（率）	人　口（人）	増加数（人）	増加率（率）

昭和35年	48,176	△2,641	△1.4	33,366	△1,788	△5.1	14,810	△826	△5.6
昭和40年	47,512	△664	△1.4	33,459	93	0.3	14,053	△757	△5.1
昭和45年	48,853	1,341	2.8	35,213	1,754	5.2	13,640	△413	△2.9
昭和50年	52,460	3,607	7.4	38,304	3,091	8.8	14,156	516	3.8
昭和55年	55,304	2,844	5.4	40,481	2,177	5.7	14,823	667	4.7
昭和60年	57,647	2,343	4.2	42,177	1,696	4.2	15,470	647	4.4
平成２年	58,699	1,052	1.8	43,102	925	2.2	15,597	127	0.8
平成７年	59,738	1,039	1.8	44,325	1,223	2.8	15,413	△184	△1.2
平成12年	58,673	△1,065	△1.8	43,421	△904	△2.0	15,252	△161	△1.0

〈参考〉　　［資料名称］常住人口調査

（単位：人，平成16年４月１日）

	１市１町合計	岩　井　市	猿　島　町
平成16年	57,901	42,746	15,155

法律要件　地方自治法第８条第１項第２号

市制施行協議基準　第２号

「当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が全戸数の６割以上であること。」

区分	全戸数	連たん戸数	連たん率
岩 井 市	12,782	8,368	65.5
猿 島 町	3,977	2,314	58.2
新　　市	16,759	10,682	63.7

連たん戸数調べ

●岩井市

大字名等	全戸数	連たん	率（%）	大字名等	全戸数	連たん	率（%）
弓田	426	280	65.7	小泉	177	159	89.8
馬立	257	245	95.3	中里	336	292	86.9
幸田	248	91	36.7	下出島	66	65	98.5
庄右衛門新田	57	0	0.0	長谷	925	906	94.9
大口新田	73	0	0.0	桐木	259	252	97.3
猫実新田	39	0	0.0	小山	417	411	98.6
神田山新田	56	0	0.0	莚打	241	24	10.0
幸田新田	81	0	0.0	長須	816	0	0.0
勘助新田	57	0	0.0	木間ヶ瀬	31	0	0.0
平八新田	45	45	100.0	古布内	22	0	0.0
大馬新田	73	66	90.4	半谷	185	0	0.0
神田山	463	0	0.0	冨田	108	0	0.0
猫実	356	0	0.0	駒跿	136	122	89.7
大口	389	0	0.0	借宿	152	94	61.8
矢作	661	183	27.7	上出島	315	296	94.0
法師戸	56	0	0.0	三	135	0	0.0
大崎	169	149	88.2	寺久	165	3	1.8
大谷口	121	116	95.9				
岩井	2,584	2,584	100.0				
辺田	1,720	1,716	99.8				
鵠戸	365	269	73.7				
				合　計	12,782	8,368	65.5

●猿島町

大字名等	全戸数	連たん	率（%）	大字名等	全戸数	連たん	率（%）
生子	555	404	72.8				
菅谷	388	271	69.8				
逆井	875	0	0.0				
山	377	0	0.0				
沓掛	1,372	1,280	93.3				
内野山	327	280	85.6				
生子新田	66	62	62.1				
孫兵エ新田	9	9	100.0				
左平太新田	7	7	100.0				
栗山新田	1	1	100.0				
				合　計	3,977	2,314	58.2

法律要件　地方自治法第８条第１項第３号

市制施行協議基準　第３号

「商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が，全人口の６割以上であること。」（別紙）

（平成12年10月１日　国勢調査）

区　分		人口（人）	都市的業態人口（人）	都市的業態人口の割合（%）
新市		58,673	44,818	76.39
内訳	岩井市	43,421	33,916	78.11
	猿島町	15,252	10,902	71.48

〈参考１〉業態別人口　（平成12年10月１日　国勢調査）

区　分		人　口（人）		
		計	岩井市	猿島町
都市的業態人口	非農林漁業就業者世帯人員	44,818	33,916	10,902
	小　計	44,818	33,916	10,902
その他の業態人口	農林漁業就業者世帯人員	2,574	1,624	950
	農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯人員	8,108	5,824	2,284
	非就業者世帯人員	2,226	1,816	410
	分類不能（施設等の世帯人員含む）人員	947	241	706
	小　計	13,855	9,505	4,350
合　計		58,673	43,421	15,252

〈参考２〉

産業別就業者数調べ　（単位　人）

区　分			人　口	内　訳	
				岩井市	猿島町
都市的業態	第２次産業	鉱業	2	1	1
		建設業	3,554	2,485	1,069
		製造業	10,098	7,837	2,261
		計	13,654	10,323	3,331
	第３次産業	卸売・小売業・飲食店	4,924	3,784	1,140
		金融・保険・不動産業	467	349	118
		運輸・通信業	2,295	1,719	576
		電気・ガス・熱供給・水道業	80	72	8
		サービス業	5,272	4,031	1,241
		公務	667	499	168

		計	13,705	10,454	3,251
	計		27,359	20,777	6,582
その他の業態	第１次産業	農業	4,514	3,106	1,408
		林業	1	1	0
		漁業・水産養殖業	2	1	1
		計	4,517	3,108	1,409
	分類不能		76	56	20
	計		4,593	3,164	1,429
合　計			31,952	23,941	8,011

条例要件　第１号
市制施行協議基準　第４号
「官署又は公署のうち，5種以上のものが設置されていること。」

設置官公署数・・・４種

（平成16年４月１日）

ア．地方法務局支局・出張所・・・無し

名　称	所　在　地
無し	

イ．警察署・・・設置

名　称	所　在　地
境警察署岩井地区交番	岩井市大字岩井2895
境警察署小山駐在所	岩井市大字小山120
境警察署飯島駐在所	岩井市大字幸田新田59
境警察署駒跿駐在所	岩井市大字駒跿936
境警察署猫実駐在所	岩井市大字猫実1474
境警察署矢作駐在所	岩井市大字矢作42
境警察署生子菅駐在所	猿島町大字生子2687－１
境警察署逆井駐在所	猿島町大字逆井1824－１
境警察署沓掛駐在所	猿島町大字沓掛4993－５

ウ．駅・・・無し

名　称	所　在　地
無し	

エ．税務署・・・無し

名　称	所　在　地
無し	

オ．電報電話局・・・設置

名　称	所　在　地
東日本電信電話㈱	
岩井営業所	岩井市大字岩井4561
岩井電話交換センター	〃
神大実電話交換センター	岩井市大字猫実1536
七重電話交換センター	岩井市大字駒跿939－２
七郷電話交換センター	岩井市大字矢作109－３
沓掛電話交換センター	猿島町大字沓掛5012－１
猿島電話交換センター	猿島町大字菅谷2144－３

カ．郵便局・・・設置

名　称	所　在　地
岩井郵便局	岩井市大字岩井4635－２
岩井小山郵便局	岩井市大字小山973
岩井飯島郵便局	岩井市大字幸田新田4297－３
岩井辺田郵便局	岩井市大字辺田526
岩井弓田郵便局	岩井市大字弓田2344
神大実郵便局	岩井市大字猫実1551－１
岩井長須郵便局	岩井市大字長須3654
七重郵便局	岩井市大字上出島23－２
七郷郵便局	岩井市大字大崎1334－34
猿島郵便局	猿島町大字沓掛4995－１
生子菅郵便局	猿島町大字生子2180－１
逆井山郵便局	猿島町大字逆井2559－１

キ．保健所・・・設置

名　称	所　在　地
岩井市保健医療センター	岩井市大字弓田2145－１
猿島町保健センター	猿島町大字山2717

ク．労働基準監督署・・・無し

名　称	所　在　地
無し	

ケ．公共職業安定所・・・無し

名　称	所　在　地
無し	

参考（基準外）

名　称	所　在　地
茨城県農業総合センター 岩井地域農業改良普及センター	岩井市大字岩井5205－３
茨城県立農業大学校園芸部	岩井市大字岩井5205－３
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 岩井消防署 岩井消防署寺久分署 岩井消防署飯島出張所 岩井消防署七郷出張所 岩井消防署猿島分署	 岩井市大字辺田644－２ 岩井市大字寺久373－４ 岩井市大字幸田新田60－４ 岩井市大字矢作1159－４ 猿島町大字山2730
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	岩井市大字大崎700

条例要件　第２号
市制施行協議基準　第５号
「学校教育法に規定する高等学校が１以上設置されていること。」
（平成16年４月１日現在）

高等学校の設置数・・・・・・３

公立高等学校

学校名	所在地
岩井高等学校	岩井市大字岩井4319－１
岩井西高等学校	岩井市大字上出島1200
猿島高等学校	猿島町大字逆井2833－115

条例要件　第３号

市制施行協議基準　第６号

「図書館，博物館，公会堂，公園等が２以上設置されていること。」

（平成16年４月１日現在）

施設の設置数・・・・・・９

施設の区分	設置数	備　　考
図書館	2	
博物館	2	
公会堂	3	
公園	2	※都市公園
計	9	

⑴　図書館

名　称	所在地	施設の概要	
		建築延面積（㎡）	蔵書数（冊）
岩井市立図書館	岩井市大字岩井5082	2,411	97,570
猿島町立図書館	猿島町大字山2726	1,756	76,818

⑵　博物館

名　称	所在地	建築延面積（㎡）	施設の概要
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	岩井市大字大崎700	11,995	16.4ha
猿島町立資料館	猿島町大字山2726	1,475	展示室，ギャラリー，資料室，工作室，収蔵庫等

⑶　公会堂

名　称	所在地	建築延面積（㎡）	施設の概要
岩井市民音楽ホール	岩井市大字岩井5082	4,432	席数704席，リハーサル室，楽屋，練習室，アトリウム，ホワイエ
猿島町中央公民館講堂	猿島町大字山2730	473	
猿島町立資料館 視聴覚ホール	猿島町大字山2726	229	席数154席

⑷　公園

都市公園　２箇所

名　称	種別	位置	面積（㎡）
八坂公園	総合	岩井市大字岩井3162－３	102,000
中央児童公園	街区	岩井市大字岩井4325－１	6,400

参考：その他の公園　５箇所（主なもの）

名　称	種別	位置	面積（㎡）
宝堀運動公園野球場	その他	岩井市大字神田山2137－１	27,000
岩井市幸神平公園	その他	岩井市幸神平34	25,500
馬立運動公園	その他	岩井市大字馬立1185	1,500
逆井城跡公園	その他	猿島町大字逆井1236	53,700
猿島町運動公園中央球場	その他	猿島町大字沓掛6083－１	26,000

条例要件　第４号

市制施行協議基準　第７号

「上水道，下水道，塵芥処理場等が設置されていること。」

（平成16年４月１日現在）

施設の区分	施設数	運営主体	施設の能力等	
上水道	2	岩井市水道事業	給水能力（㎥／日）	12,140
		猿島町水道事業		7,600
下水道	2	岩井市公共下水道事業	計画区域面積（ha）	全体770.0 認可540.6
		利根左岸さしま流域関連公共下水道事業		猿島町分 全体532.0 認可376.0
ごみ処理施設	1	※岩井市，猿島町とも，さしま環境センター（総和町，三和町，境町，猿島町，岩井市）で共同処理を実施。処理施設は境町所在		
し尿処理施設	2	※岩井市は常総衛生組合（水海道市，守谷市，伊奈町，谷和原村，岩井市）で共同処理を実施。処理施設は谷和原村所在 ※猿島町はさしま環境管理事務組合（総和町，三和町，境町，猿島町）で共同処理を実施。処理施設は境町所在。		

〈参　考〉

⑴　上水道　（平成16年４月１日）

		岩井市	猿島町
行政区域内人口（A）	（人）	42,746	15,329
給水人口（B）	（人）	25,262	14,407
給水戸数	（数）	8,538	3,663
普及率　（B）／（A）	（%）	59.1	94.0
施設能力	（㎥／日）	12,140	7,600
年間給水量	（千㎥）	2,414	1,400
一日平均給水量	（㎥）	6,597	3,835

⑵　下水道　（平成16年４月１日）

			岩井市	猿島町
行政区域面積（A）		（ha）	9,072	3,246
行政区域内人口（B）		（人）	42,746	15,155
公共下水道	事業認可区域面積（C）	（ha）	540.6	376.0
	計画人口（D）	（人）	16,605	7,840
	普及率（E）	（%）	24.6	20.6
	処理区域内人口（F）	（人）	10,505	3,120
	水洗化人口（G）	（人）	7,914	781
	水洗化率（G／F）	（%）	75.3	25.0

⑶　ごみ処理の状況　（平成16年４月１日）

		岩井市	猿島町
処理計画人口（A）	（人）	44,388	15,155
処理人口（B）	（人）	44,388	15,155
年間総排出量（C）	（ｔ）	16,202	3,956
年間総収集量（D）	（ｔ）	11,030	3,336
衛生処理量（E）	（ｔ）	6,832	3,956
実施率（B）／（A）	（%）	100.0	100.0
収集率（D）／（C）	（%）	68.1	84.3
衛生処理率（E）／（C）	（%）	42.2	100.0

⑷　し尿処理　（平成16年４月１日）

		岩井市	猿島町
処理計画人口（A）	（人）	44,388	15,155
処理人口（B）	（人）	5,341	2,774
年間総排出量（C）	（ｔ）	25,404	7,744
年間総収集量（D）	（ｔ）	5,451	1,418
衛生処理量（E）	（ｔ）	25,404	7,744
実施率（B）／（A）	（%）	12.0	18.3
収集率（D）／（C）	（%）	21.5	18.0
衛生処理率（E）／（C）	（%）	100.0	100.0

条例要件　第５号
市制施行協議基準　第８号
「軌道，バス，定期船等の交通施設が整備されていること」については，下記の事項について資料を調製した。

記

１　鉄　道
２　バ　ス

〈別紙〉軌道，バス，定期船等が整備されていること

区　分	整備状況	備　　考（運行会社等）
軌　道	無	
バ　ス	有	ＪＲバス関東㈱　関東鉄道㈱　茨城急行自動車㈱　㈱昭和観光自動車
定期船	無	

１．鉄道　　無し
２．バス
ア．路線バス運行状況（平成15年度実績）

会社名	運行系統	１日運行回数（便）		１日乗降人員（人）	
		往路	復路	往路	復路
ＪＲバス関東㈱	猿島町役場～岩井～東京駅	18	17	177	195
関東鉄道㈱	岩井西高～水海道	16	16	125	125
茨城急行自動車	岩井車庫～野田市駅	29	29	274	189
㈱昭和観光自動車	猿島～境	4		13	

※昭和観光の路線は，巡回であり，往復という形態をとらない。

イ．福祉バス運行状況（平成15年度実績）

	岩井市	猿島町
事業名	岩井市福祉巡回バス	
運行主体（主要）	岩井市・・・委託	
運行経路数	５本	
運行日	週に５日（火曜日～土曜日）	
料　金	無し	
バスの仕様・台数	１台　40人乗り	
年間利用者数	12，900人	
１日平均	約50人	

ウ．高速バス利用状況（平成 15 年実績）（猿島町役場～岩井～東京駅）

○乗客　177.1人／日　　（計64,667人）

○降客　195.4人／日　　（計71,339人）

平成15年		各停留所乗降人員									
		猿島町役場	沓掛	弓田	岩井	岩井局前	原口	大利根カントリー入口	辺田	神田山	神田山南
１月	乗客	249	203	56	3,240	975	361	105	155	216	62
	降客	189	183	43	2,571	1,597	486	171	241	211	85
２月	乗客	186	152	35	2,647	973	335	97	133	209	52
	降客	145	157	63	2,353	1,531	467	132	161	211	63
３月	乗客	61	206	227	3,233	1,061	356	157	165	295	69
	降客	78	198	197	2,893	1,687	587	209	247	277	100
４月	乗客	192	151	47	2,637	985	300	119	125	280	54
	降客	160	137	57	2,359	1,619	483	202	185	237	79
５月	乗客	174	162	51	3,072	1,037	378	149	177	239	55
	降客	172	161	55	2,662	1,705	563	246	246	210	82
６月	乗客	130	148	26	2,785	1,132	408	139	153	295	62
	降客	99	129	57	2,487	1,715	496	207	205	226	89
７月	乗客	203	171	55	3,076	1,117	397	102	184	248	67
	降客	158	162	65	2,657	1,724	603	163	232	231	87
８月	乗客	245	213	32	3,701	1,081	397	139	172	248	59
	降客	253	203	53	3,337	1,872	597	162	247	282	86
９月	乗客	152	133	40	2,847	974	376	111	180	238	45
	降客	119	155	68	2,366	1,651	497	183	243	211	68
10月	乗客	182	165	27	2,738	1,057	451	177	152	225	79
	降客	153	126	25	2,519	1,682	599	261	216	237	96
11月	乗客	170	170	33	3,001	1,027	385	128	193	281	47
	降客	133	152	37	2,674	1,631	560	220	237	256	72
12月	乗客	174	153	29	2,731	1,032	356	127	162	208	69
	降客	157	169	39	2,602	1,610	514	199	230	241	94

条例要件　第６号

市制施行協議基準　第９号

「銀行の本店，支店のいずれか２以上があること。」

（平成16年４月１日現在）

区分	岩井市	猿島町
銀行	○常陽銀行　岩井支店 ○関東つくば銀行　岩井支店 ○茨城銀行　岩井支店	○常陽銀行　猿島支店 ○関東つくば銀行　猿島支店
信用金庫	○結城信用金庫　岩井支店	
信用組合	○茨城県信用組合　岩井支店	
（農業協同組合）	○岩井市農業協同組合 ・本店 ・岩井支店 ・弓馬田支店 ・神大実支店 ・七郷支店 ・中川支店 ・長須支店 ・七重支店	○茨城むつみ農業協同組合 ・生子菅支店 ・逆井山支店 ・沓掛支店

「資本金500万円以上の会社及び工場が10以上あること。」

資本金500万円以上の会社数

	合計	岩井市	猿島町
会社数	870	660	210

※代表的な会社及び工場10社

●岩井市

会社名・工場名	主要事業	従業員数(人)	資本金（千円）
トステム㈱　岩井工場	シャッター，建築用外壁	246	34,600,000
㈱レンゴー　利根川事業所	紙製造	392	25,242,630
三協フロンティア㈱　岩井工場	ユニットハウス	59	1,545,450
㈱スギヨ　関東工場	水産練製品	72	530,480
不二つくばフーズ㈱	冷凍調理食品	154	99,000
㈱菅沼製作所	架線金物，送・配電金物	46	96,000
キャノンセミコンダクターエクイップメント㈱	事務用機械器具	505	80,000
㈱コバックス　岩井工場	研磨布紙	175	72,000
㈱モンテール　つくば工場	お菓子	201	50,000
トップ化成㈱	医療用機械器具	83	20,000

●猿島町

会社名・工場名	主要事業	従業員数(人)	資本金（千円）
㈱ザ・トーカイ	繊維・機械器具建築材料等卸売業	5	27,880,173
エームサービス㈱	卸売・小売業・飲食店	9	4,501,195
伊藤喜オールスチール㈱	家具・装備品製造業	5	1,707,597
木徳神糧㈱	衣料・食料・家具等卸売業	6	861,000
サミットアルミ㈱	金属製品製造業	42	501,451
エム・ジー・エスジャパン㈱	製造業	103	270,000
㈱キャニー	一般飲食店	4	258,600
さいとう種苗㈱	小売業	9	252,000
㈱カシワテック	繊維・機械器具建築材料等卸	38	220,000
㈱シミズデンキ	電気器具販売	3	93,000

条例要件　第７号

市制施行協議基準　第10号

「病院及び診療所が10以上設置され，かつ，医師の数が概ね人口700人につき１人以上，病院の病床数が総計60以上であること。」

⑴　施設等の現況

施設の区分	施設数			医師数			病床数		
	計	岩井市	猿島町	計	岩井市	猿島町	計	岩井市	猿島町
病　院	4	2	2	22	11	11	585	115	470
診療所	25	20	5	21	18	3	81	81	0
歯　科	23	19	4	33	27	6	0	0	0
合計	52	41	11	76	56	20	666	196	470

⑵　人口あたりの医師数

	人口 （常住人口）	総医師数	総人口医師数	人口700人 当たりの医師数
岩井市	42,746	56	0.0013	0.92
猿島町	15,155	20	0.0013	0.92
合計	57,901	76	0.0013	0.92

⑶　病院及び診療所名

名　称	所在地	病床数	医師数
木根淵外科胃腸科病院	岩井市大字辺田1430	68	3
存身堂病院	岩井市大字岩井3293	55	8
石塚医院	岩井市大字岩井4500－13	19	1
海老原医院	岩井市大字神田山645		2
河村胃腸科外科医院	岩井市大字岩井4685－１		1
高橋医院	岩井市大字岩井4595	19	3
松崎医院	岩井市大字猫実1421	19	1
吉原医院	岩井市大字岩井3324	13	1
石川眼科クリニック	岩井市大字岩井5078	5	1
松原眼科	岩井市大字岩井4942－２	2	2
木村クリニック	岩井市大字岩井1600		1
安達医院	岩井市大字矢作72		2
岩井市保健医療センター	岩井市大字弓田2145－１		
岩本医院	岩井市大字弓田846－２		
田所医院	岩井市大字長谷510－17		1
長寿の里診療所	岩井市大字中里1213		
ハートフル広倫診療所	岩井市大字小山258		
飯塚眼科	岩井市大字辺田1517		
関根コンタクトクリニック	岩井市大字岩井4152－68		
プリオコンタクトクリニック	岩井市大字岩井3287－１		
小山クリニック	岩井市大字小山224－１		1
高野医院	岩井市大字岩井4322－８		1
豊和麗病院	猿島町大字沓掛411	450	11
岩本病院	猿島町大字沓掛850	20	1
清水丘診療所	猿島町大字逆井4112		2
塚原医院	猿島町大字生子2209－５		1
木村歯科医院	猿島町大字沓掛1602		1

岩本歯科医院	猿島町大字沓掛853		1
さくら歯科	猿島町大字沓掛3327－１		1
沓掛歯科医院	猿島町大字内野山1199－３		1
倉持医院	猿島町大字沓掛1508		1

条例要件　第８号
市制施行協議基準　第11号
「劇場，映画館等の施設を２以上有すること。」

（平成16年４月１日）

劇場，映画館等の設置数・・・・・・10

施　設　名	所　在　地
岩井シネマサンシャイン	岩井市大字辺田1517
タップスイミング岩井スクール	岩井市大字辺田1516－３
岩井ミリオンボウル	岩井市大字辺田1147－60
常総カントリー倶楽部	岩井市大字法師戸262
大利根カントリークラブ	岩井市大字下出島10
新東京ゴルフクラブ	岩井市大字弓田3377
岩井ゴルフセンター	岩井市大字下出島156－１
岩井ジャンボゴルフ練習場	岩井市大字猫実1266－１
猿島カントリー倶楽部	猿島町大字菅谷2346－４
Ｔ＆Ａゴルフガーデン	猿島町大字沓掛4526－５

条例要件　第９号
市制施行協議基準　第12号
「都市計画事業が施行されていること及び主要幹線街路の舗装等街路施設がある程度整備されていること。」
については，下の事項について資料を調製した。

記

1　都市計画決定状況一覧
2　市街化区域と市街化調整区域
3　都市計画道路整備状況
4　都市公園
5　土地区画整理事業

1　都市計画決定状況一覧
●岩井市　　※都市計画決定しているもの全て

区分	都市計画の種類	決　定　状　況			当初決定年月日	最終変更年月日
土地利用計画	区域区分	市街化区域		500ha	S45. 11. 25	H４. ２. 13
		市街化調整区域		8,572ha		
	地域地区	用途地域	第１種低層住専	85.8ha	S48. 10. 1	H11. ８. 11
			第２種低層住専	－		
			第１種中高層住専	80.2ha		
			第２種中高層住専	－		
			第１種住居地域	73.6ha		
			第２種住居地域	56.6ha		
			準住居地域	－		
			近隣商業地域	11.8ha		

			商業地域	12.0ha		
			準工業地域	14.0ha		
			工業地域	72.0ha		
			工業専用地域	94.0ha		
			計	500.0ha		
		準防火地域		12.0ha	H４．２．13	
		生産緑地地区		4.9ha	H４．10．８	H12．９．12
都市施設	都市計画道路	14路線		42,440m	S40．９．13	H８．９．５
	都市公園	八坂公園		10.2ha	S54．６．21	
		中央児童公園		0.6ha	S57．12．24	
	下水道	岩井市公共下水道事業		478.0ha	S53．10．４	H４．１．10
	下水浄化施設	岩井浄化センター		6.5ha	〃	〃
	社会福祉施設	地域福祉センター		1.8ha	H４．１．16	
	教育文化施設	岩井市総合文化ホール		4.9ha	H４．１．16	
	斎場	岩井市斎場		1.1ha	S61．12．22	
市街地開発事業						
	土地区画整理事業	辺田地区		39.5ha	H８．９．５	
	工業団地造成事業	つくばハイテクパークいわい		85.2ha	H４．４．２	
地区計画等						
	地区計画	本町，仲町，新町地区		12.0ha	H４．２．13	
		新道地区		3.9ha	H11．８．12	

●猿島町　　※都市計画決定しているもの全て

区分	都市計画の種類	決　定　状　況			当初決定年月日	最終変更年月日
土地利用計画	区域区分	市街化区域		180ha	S45．11．２	
		市街化調整区域		3,066ha		
	地域地区	用途地域	第１種低層住専	84.0ha	S48．10．１	H８．２．１
			第２種低層住専	－		
			第１種中高層住専	1.5ha		
			第２種中高層住専	－		
			第１種住居地域	29.0ha		
			第２種住居地域	21.0ha		
			準住居地域	－		
			近隣商業地域	4.0ha		
			商業地域	－		
			準工業地域	－		
			工業地域	40.5ha		
			工業専用地域	－		
			計	180.0ha		
		準防火地域		－		
		生産緑地地区		－		
都市施設	都市計画道路	4路線		7,780m	S48．９．29	S13．４．16
	下水道	猿島町公共下水道事業		180.0ha	H３．11．８	
市街地開発事業						
	工業団地造成事業					
地区計画等						
	地区計画					

2　市街化区域と市街化調整区域

●岩井市

【市街化区域・市街化調整区域の指定（変更）の経過】　平成16年４月１日現在

告示年月日	都市計画区域面積（ha）	市街化区域面積（ha）	市街化調整区域面積（ha）	指定（変更）内容
S45．11．25 茨城県告示第1533号	9,148ha	400ha	8,748ha	岩井・境都市計画区域における当初決定
S53．8．25 茨城県告示第1051号	9,145ha	406ha	8,739ha	公営住宅建設区域を市街化区域に編入
H4．2．13 茨城県告示第184号	9,072ha	500ha	8,572ha	工業団地造成区域を市街化区域に編入

●猿島町

【市街化区域・市街化調整区域の指定（変更）の経過】　平成16年４月１日現在

告示年月日	都市計画区域面積（ha）	市街化区域面積（ha）	市街化調整区域面積（ha）	指定（変更）内容
S45．11．25 茨城県告示第1533号	3,246ha	180ha	3,066ha	岩井・境都市計画区域における当初決定

3　都市計画道路

●岩井市　（単位：m，％　平成16年４月１日現在）

区　分 路線番号	道路名	計画 幅員	計画 延長（m）	改良済延長（m）	整備進捗率（％）	決　定 年月日
1・3・2	首都圏中央連絡自動車道	25	7,000	0	00.0	H７．３．23
3・4・4	辺田・上出島線	16	5,320	3,670	69.0	H３．12．24
3・4・5	辺田・本町線	16	3,060	840	27.5	H元．２．23
3・4・6	長谷・八幡線	16	2,150	2,150	100.0	S58．４．14
3・4・8	長谷・藤田線	16	1,500	480	32.0	H元．２．23
3・4・10	沓掛橋・岩井線	16	4,200	0	00.0	H７．３．23
3・4・22	辺田・長谷線	16	880	880	100.0	S58．４．14
3・4・24	猫実・大口線	16	600	600	100.0	H３．12．24
3・5・7	篠山・藤田線	12	1,540	—	—	H元．２．23
3・5・25	岩井・勘助新田線	12(16)	3,530	3,080	87.3	H３．11．20
3・3・23	大口・上出島線	25(30)	9,540	2,910	30.5	H３．12．24
3・4・25	三本松・中西線	21	650	—	—	H８．９．５
3・4・26	辺田・城合線	17	1,630	—	—	H８．９．５
8・6・1	緑の散歩道	10	840	—	—	H８．９．５

●猿島町　（単位：m，％　平成16年４月１日現在）

区　分 路線番号	道路名	計画 幅員	計画 延長（m）	改良済延長（m）	整備進捗率（％）	決　定 年月日
1・3・2	首都圏中央連絡自動車道	25	3,790	0	00.0	H７．３．23
3・4・10	沓掛橋・岩井線	16	2,510	2,110	84.1	H７．３．23
3・5・9	遠神・追分線	12	1,030	0	00.0	S48．９．27
3・3・27	生子・山崎線	25	450	0	00.0	H13．４．16

4　都市計画公園，都市公園

	都市公園	
	数	面積（ha）
岩井市	2	10.84
猿島町	なし	
合計	2	10.84

都市公園一覧

	公園名	位　　置	面積（ha）	都市計画決定年月日	供用開始（整備完了）年月日
岩井市	八坂公園	岩井市大字岩井3162－３	10.2	S54．６．21	S60．７．６
	中央児童公園	岩井市大字岩井4325－１	0.64	S57．12．24	S59．７．１
猿島町	なし				

5　土地区画整理事業（施行済，施工中，都決済含む）

	地区名	施行主体	面積（ha）	事業認可年月日	施工期間	都市計画決定年月日
岩井市	辺田地区	組合	39.5	―	―	H８．９．５
猿島町	なし					

市制施行協議基準　第13号

「住民の担税力及びその市の財政状況が十分であること」については，下記の事項について資料を調製した。

記

1　地方税の納入額（新市，他市との比較：平成15年度）
2　固定資産評価額（新市，他市との比較：平成15年度）
3　基準財政需要額（新市，他市との比較：平成15年度）
4　一般会計歳出予算（新市，他市との比較：平成16年度）
5　地方交付税交付額（新市，他市との比較：平成15年度）
6　地方債の状況（新市，他市との比較：平成16年度）
7　税の滞納状況・徴収率（新市，他市との比較：平成15年度）
8　普通会計決算・財政指標（新市，平成15年度）
9　普通会計歳入歳出決算（新市，平成13年度～平成15年度）

(1)　地方税の納入額（平成15年度）　（千円）

区分		新市	内訳	
			岩井市	猿島町
県税	県民税	919,196	709,678	209,518
	事業税	753,120	595,243	157,877
	自動車税等	1,142,543	844,963	297,580
	その他	233,196	171,281	61,915
	計	3,048,055	2,321,165	726,890
	人口１人あたり（円）	52,405	53,763	48,495
市町村民税	市町村民税	2,213,896	1,726,508	487,388
	固定資産税	3,352,708	2,747,411	605,297
	都市計画税	232,189	232,189	0
	その他	485,244	372,377	112,867
	計	6,284,037	5,078,485	1,205,552
	人口１人あたり（円）	108,042	117,628	80,429
合計		9,332,092	7,399,650	1,932,442
人口１人あたり（円）		160,447	171,391	128,924

地方税の納入額・他市との比較（平成15年度）　（千円）

区　　分		新市	古河市	結城市	北茨城市
	県民税	919,196	1,128,459	1,038,887	797,111
	事業税	753,120	671,691	1,640,852	980,354

県税	自動車税等	1,142,543	823,647	947,943	745,522
	その他	233,196	123,109	115,567	84,081
	計	3,048,055	2,746,906	3,743,249	2,607,068
	人口１人あたり（円）	52,405	46,366	70,521	50,416
市町村税	市町村民税	2,213,896	2,815,152	2,372,622	1,947,062
	固定資産税	3,352,708	3,016,052	2,911,843	2,729,496
	都市計画税	232,189	615,446	366,949	189,363
	その他	485,244	424,866	422,611	430,230
	計	6,284,037	6,871,516	6,074,025	5,296,151
	人口１人あたり（円）	108,042	115,987	114,432	102,418
合計		9,332,092	9,618,422	9,817,274	7,903,219
人口１人あたり（円）		160,447	162,353	184,953	152,834

⑵　固定資産税評価額に関する調べ（平成15年度）

（千円）

区分		新市	内訳	
			岩井市	猿島町
土地	田	2,782,475	2,193,080	589,395
	畑	15,726,721	10,926,964	4,799,757
	宅地	182,822,420	151,025,763	31,796,657
	山林	5,331,114	4,442,597	888,517
	原野	26,263	16,682	9,581
	その他	32,057,571	28,008,417	4,049,154
	計	238,746,564	196,613,503	42,133,061
家屋		117,970,880	92,301,515	25,669,365
償却資産		46,593,931	40,532,292	6,061,639
合計		403,311,375	329,447,310	73,864,065
人口１人あたり（円）		6,905,189	7,593,751	4,916,732

固定資産税評価額に関する調べ・他市との比較（平成15年度）

（千円）

区分		新市	古河市	結城市	北茨城市
土地	田	2,782,475	3,052,931	1,927,217	1,399,138
	畑	15,726,721	53,648,988	34,037,854	206,519
	宅地	182,822,420	251,275,409	199,663,750	205,497,198
	山林	5,331,114	1,116,181	108,206	534,339
	原野	26,263	37,840	613	108,077
	その他	32,057,571	24,386,769	14,872,808	10,802,419
	計	238,746,564	333,518,118	250,610,448	218,547,690
家屋		117,970,880	100,470,703	101,659,487	95,744,693
償却資産		46,593,931	25,345,605	28,731,399	56,796,954
合計		403,311,375	459,334,426	381,001,334	371,089,337
人口１人あたり（円）		6,905,189	7,744,768	7,177,870	7,118,264

⑶　基準財政需要額（平成15年度）

（千円）

区分		新市	内訳	
			岩井市	猿島町
基準財政需要額	金額（千円）	9,990,156	7,092,183	2,897,973
	人口１人あたり（円）	171,761	162,270	193,340

臨時財政対策債含む

区分		新市	内訳	
			岩井市	猿島町
基準財政需要額	金額（千円）	11,257,534	7,952,252	3,305,282
	人口１人あたり（円）	193,551	184,191	220,514

基準財政需要額・他市との比較（平成15年度）

区分		新市	古河市	結城市	北茨城市
基準財政需要額	金額（千円）	9,990,156	8,102,910	7,826,390	7,647,445
	人口１人あたり（円）	171,761	136,772	147,445	147,888

臨時財政対策債含む

区分		新市	古河市	結城市	北茨城市
基準財政需要額	金額（千円）	11,257,534	9,257,994	8,828,627	8,619,185
	人口１人あたり（円）	193,551	156,269	166,327	166,680

⑷　一般会計歳出予算（平成16年度）　（千円）

款別	新市	内訳		構成比（%）
		岩井市	猿島町	
1　議会費	298,257	191,513	106,744	1.6
2　総務費	2,549,790	1,815,970	733,820	13.7
3　民生費	4,139,523	3,228,256	911,267	22.3
4　衛生費	1,594,507	1,293,808	300,699	8.6
5　労働費	116	116	0	0.0
6　農林水産業費	1,152,985	626,224	526,761	6.2
7　商工費	293,168	226,612	66,556	1.6
8　土木費	2,368,092	1,687,017	681,075	12.8
9　消防費	876,909	579,637	297,272	4.7
10　教育費	2,619,501	1,710,097	909,404	14.1
11　災害復旧費	0	0	0	0.0
12　公債費	2,631,150	1,796,748	834,402	14.2
13　諸支出金	4,002	2	4,000	0.0
14　予備費	35,000	25,000	10,000	0.2
歳出合計	18,563,000	13,181,000	5,382,000	100.0
人口１人あたり（円）	319,155	305,300	359,063	

一般会計歳出予算・他市との比較（平成16年度）　（千円）

款別	新市	古河市	結城市	北茨城市
1　議会費	298,257	266,246	214,039	243,270
2　総務費	2,549,790	1,765,348	1,468,728	1,767,849
3　民生費	4,139,523	4,606,973	4,060,140	3,636,567
4　衛生費	1,594,507	1,198,087	1,020,501	1,712,891
5　労働費	116	5,044	2,406	0
6　農林水産業費	1,152,985	168,100	579,478	977,093
7　商工費	293,168	204,792	171,984	364,956
8　土木費	2,368,092	1,998,814	3,080,646	1,188,180
9　消防費	876,909	649,500	673,083	845,797
10　教育費	2,619,501	2,388,080	1,932,005	1,711,636
11　災害復旧費	0	2	3	700
12　公債費	2,631,150	3,674,014	2,481,986	2,971,014

13　諸支出金	4,002	0	1	40,047
14　予備費	35,000	87,000	35,000	50,000
歳出合計	18,563,000	17,012,000	15,720,000	15,510,000
人口１人あたり（円）	319,155	287,151	296,157	299,936

⑸　地方交付税額調べ（平成15年度）

（千円）

区分	新市	内訳	
		岩井市	猿島町
金額（千円）	4,923,117	3,052,769	1,870,348
人口１人あたり（円）	84,643	70,709	124,781

地方交付税額調べ・他市との比較（平成15年度）

（千円）

区分	新市	古河市	結城市	北茨城市
金額（千円）	4,923,117	2,942,547	3,208,336	3,666,617
人口１人あたり（円）	84,643	49,668	60,443	70,906

⑹　地方債の状況（一般会計）

（千円）

区分	新市	内訳	
		岩井市	猿島町
平成15年度末地方債残高	15,863,627	10,418,016	5,445,611
平成16年度起債見込額	2,574,200	1,645,100	929,100
平成16年度償還見込額	2,222,039	1,502,394	719,645
平成16年度末地方債残高見込額	16,215,788	10,560,722	5,655,066
人口１人あたり（円）	278,799	241,303	363,307

※人口１人あたりの額は平成15年度末地方債残高で算出

地方債の状況・他市との比較（一般会計）

（千円）

区分	新市	古河市	結城市	北茨城市
平成15年度末地方債残高	15,863,627	17,666,574	15,469,102	18,679,743
平成16年度起債見込額	2,574,200	2,470,300	2,050,000	2,290,900
平成16年度償還見込額	2,222,039	3,048,056	2,093,096	2,487,141
平成16年度末地方債残高見込額	16,215,788	17,101,439	15,426,006	18,483,502
人口１人あたり（円）	278,799	288,661	291,430	361,233

※人口１人あたりの額は平成15年度末地方債残高で算出

⑺　税の滞納状況及び徴収率調べ（平成15年度）

（千円）

区分		新市	内訳	
			岩井市	猿島町
調定済額	現年課税（A）	6,319,035	5,111,766	1,207,269
	滞納課税（B）	960,905	894,909	65,996
	合計（C）	7,279,940	6,006,675	1,273,265
収入済額	現年課税（D）	6,121,262	4,928,676	1,192,586
	滞納課税（E）	162,055	149,089	12,966
	合計（F）	6,283,317	5,077,765	1,205,552
徴収率	現年課税（D）／（A）　%	97.4	96.4	98.8
	滞納課税（E）／（B）　%	16.9	16.7	19.6
	合計（F）／（C）　%	86.1	84.5	94.7

税の滞納状況及び徴収率調べ・他市との比較（平成15年度）　（千円）

区分		新市	古河市	結城市	北茨城市
調定済額	現年課税（A）	6,319,035	6,282,929	6,117,244	5,406,462
	滞納課税（B）	960,905	873,319	909,868	1,088,275
	合計（C）	7,279,940	7,156,248	7,027,112	6,494,737
収入済額	現年課税（D）	6,121,262	6,132,144	5,889,764	5,194,015
	滞納課税（E）	162,055	121,477	184,261	102,136
	合計（F）	6,283,317	6,253,621	6,074,025	5,296,151
徴収率	現年課税（D）／（A）　%	97.4	97.6	96.3	96.1
	滞納課税（E）／（B）　%	16.9	13.9	20.3	9.4
	合計（F）／（C）　%	86.1	87.4	86.4	81.5

⑻　過去３カ年の普通会計決算

〈総括〉　（千円）

区分		新市	内訳	
			岩井市	猿島町
平成13年度	歳入決算額	20,803,057	14,932,875	5,870,182
	歳出決算額	19,979,101	14,494,693	5,484,408
	歳入歳出差引額	823,956	438,182	385,774
	翌年度へ繰り越すべき財源	118,009	109,771	8,238
	実質収支額	705,947	328,411	377,536
平成14年度	歳入決算額	18,900,503	13,599,118	5,301,385
	歳出決算額	18,118,180	13,086,962	5,031,218
	歳入歳出差引額	782,323	512,156	270,167
	翌年度へ繰り越すべき財源	170,611	155,797	14,814
	実質収支額	611,712	356,359	255,353
平成15年度	歳入決算額	19,692,085	13,739,769	5,952,316
	歳出決算額	18,497,663	12,847,742	5,649,921
	歳入歳出差引額	1,194,422	892,027	302,395
	翌年度へ繰り越すべき財源	181,136	181,136	0
	実質収支額	1,013,286	710,891	302,395

過去３カ年の財政指標

財政力指数

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
岩井市	0.573	0.594	0.609
猿島町	0.381	0.389	0.394

公債費負担比率

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
岩井市	10.5	10.5	10.2
猿島町	10.7	10.8	12.5

起債制限比率

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
岩井市	8.7	8.5	8.3
猿島町	7.3	6.7	7.3

経常収支比率

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
岩井市	82.6	85.4	84.3
猿島町	77.7	79.9	82.6

⑼　過去３カ年の普通会計歳入歳出決算調べ

〈平成13年度：歳入〉　（千円）

区分	新市	内訳		構成比
		岩井市	猿島町	（%）
1　地方税	6,421,458	5,184,448	1,237,010	30.9
2　地方譲与税	424,967	313,112	111,855	2.0
3　利子割交付金	232,484	178,560	53,924	1.1
4　地方消費税交付金	492,553	369,768	122,785	2.4
5　ゴルフ場利用税交付金	115,650	86,104	29,546	0.6
6　特別地方消費税交付金	0	0	0	0.0
7　自動車取得税交付金	209,941	154,698	55,243	1.0
8　軽油取引税交付金	0	0	0	0.0
9　地方特例交付金	197,552	154,214	43,338	0.9
10　交通安全対策特別交付金	8,974	6,993	1,981	0.0
11　地方交付税	5,977,364	3,737,677	2,239,687	28.7
12　使用料	148,779	126,025	22,754	0.7
13　手数料	109,241	99,841	9,400	0.5
14　分担金・負担金	73,171	31,258	41,913	0.4
15　国庫支出金	1,303,653	1,169,682	133,971	6.3
16　県支出金	824,605	587,689	236,916	4.0
17　財産収入	76,168	55,982	20,186	0.4
18　寄付金	408	408	0	0.0
19　繰入金	882,285	831,080	51,205	4.2
20　繰越金	988,488	434,119	554,369	4.8
21　諸収入	485,816	331,517	154,299	2.3
22　地方債	1,829,500	1,079,700	749,800	8.8
歳入合計	20,803,057	14,932,875	5,870,182	100.0

〈平成14年度：歳入〉　（千円）

区分	新市	内訳		構成比
		岩井市	猿島町	（%）
1　地方税	6,364,406	5,134,025	1,230,381	33.7
2　地方譲与税	434,144	320,892	113,252	2.3
3　利子割交付金	76,424	58,819	17,605	0.4
4　地方消費税交付金	427,586	320,154	107,432	2.3
5　ゴルフ場利用税交付金	103,157	72,459	30,698	0.5
6　特別地方消費税交付金	0	0	0	0.0
7　自動車取得税交付金	188,936	139,672	49,264	1.0
8　軽油取引税交付金	0	0	0	0.0
9　地方特例交付金	188,615	147,798	40,817	1.0
10　交通安全対策特別交付金	8,823	6,936	1,887	0.0
11　地方交付税	5,544,206	3,467,646	2,076,560	29.3
12　使用料	148,950	131,171	17,779	0.8
13　手数料	108,477	99,356	9,121	0.6
14　分担金・負担金	74,614	30,651	43,963	0.4
15　国庫支出金	1,315,405	1,136,690	178,715	7.0
16　県支出金	677,030	493,298	183,732	3.6
17　財産収入	87,060	80,327	6,733	0.5
18　寄付金	200	200	0	0.0
19　繰入金	457,980	357,082	100,898	2.4
20　繰越金	823,956	438,182	385,774	4.3
21　諸収入	565,234	314,860	250,374	3.0
22　地方債	1,305,300	848,900	456,400	6.9
歳入合計	18,900,503	13,599,118	5,301,385	100.0

〈平成15年度：歳入〉 （千円）

区分	新市	内訳		構成比
		岩井市	猿島町	（%）
1　地方税	6,284,037	5,078,485	1,205,552	31.9
2　地方譲与税	455,923	337,064	118,859	2.3
3　利子割交付金	52,089	40,321	11,768	0.3
4　地方消費税交付金	477,623	355,696	121,927	2.4
5　ゴルフ場利用税交付金	98,492	70,215	28,277	0.5
6　特別地方消費税交付金	0	0	0	0.0
7　自動車取得税交付金	213,768	158,064	55,704	1.1
8　軽油取引税交付金	0	0	0	0.0
9　地方特例交付金	186,318	145,214	41,104	0.9
10　交通安全対策特別交付金	9,370	7,408	1,962	0.1
11　地方交付税	4,923,117	3,052,769	1,870,348	25.0
12　使用料	128,077	110,521	17,556	0.7
13　手数料	40,023	30,779	9,244	0.2
14　分担金・負担金	168,842	120,864	47,978	0.9
15　国庫支出金	1,463,650	1,150,207	313,443	7.4
16　県支出金	690,656	475,831	214,825	3.5
17　財産収入	45,587	39,283	6,304	0.2
18　寄付金	4,347	2,300	2,047	0.0
19　繰入金	785,088	410,924	374,164	4.0
20　繰越金	782,323	512,156	270,167	4.0
21　諸収入	494,655	359,668	134,987	2.5
22　地方債	2,388,100	1,282,000	1,106,100	12.1
歳入合計	19,692,085	13,739,769	5,952,316	100.0

〈平成13年度：目的別歳出〉 （千円）

款別	新市	内訳		構成比
		岩井市	猿島町	（%）
1　議会費	301,149	185,326	115,823	1.5
2　総務費	2,961,474	2,054,928	906,546	14.8
3　民生費	3,834,629	2,633,757	1,200,872	19.2
4　衛生費	1,793,845	1,342,366	451,479	9.0
5　労働費	9,403	9,403	0	0.1
6　農林水産業費	1,277,614	710,675	566,939	6.4
7　商工費	167,730	130,346	37,384	0.8
8　土木費	3,432,925	2,736,658	696,267	17.2
9　消防費	843,928	582,451	261,477	4.2
10　教育費	3,640,364	2,923,387	716,977	18.2
11　災害復旧費	0	0	0	0.0
12　公債費	1,678,037	1,185,396	492,641	8.4
13　諸支出金	38,003	0	38,003	0.2
14　予備費	0	0	0	0.0
歳出合計	19,979,101	14,494,693	5,484,408	100.0

〈平成14年度：目的別歳出〉 （千円）

款別	新市	内訳		構成比
		岩井市	猿島町	（%）
1　議会費	301,202	190,723	110,479	1.7
2　総務費	2,648,376	1,866,314	782,062	14.6
3　民生費	3,692,089	2,890,688	801,401	20.4
4　衛生費	1,603,146	1,257,716	345,430	8.8
5　労働費	9,298	9,298	0	0.1

6　農林水産業費	1,180,742	658,494	522,248	6.5
7　商工費	233,521	180,675	52,846	1.3
8　土木費	3,073,055	2,277,422	795,633	17.0
9　消防費	894,538	591,957	302,581	4.9
10　教育費	2,817,779	2,006,230	811,549	15.6
11　災害復旧費	0	0	0	0.0
12　公債費	1,655,880	1,157,445	498,435	9.1
13　諸支出金	8,554	0	8,554	0.0
14　予備費	0	0	0	0.0
歳出合計	18,118,180	13,086,962	5,031,218	100.0

〈平成15年度：目的別歳出〉　（千円）

款別	新市	内訳		構成比
		岩井市	猿島町	（%）
1　議会費	295,690	187,498	108,192	1.6
2　総務費	2,740,886	2,021,268	719,618	14.8
3　民生費	3,921,951	3,060,188	861,763	21.2
4　衛生費	1,620,479	1,228,508	391,971	8.8
5　労働費	8,850	8,850	0	0.0
6　農林水産業費	1,131,279	576,047	555,232	6.1
7　商工費	255,138	189,727	65,411	1.4
8　土木費	3,039,463	2,129,735	909,728	16.4
9　消防費	842,454	555,043	287,411	4.6
10　教育費	2,933,529	1,752,630	1,180,899	15.9
11　災害復旧費	0	0	0	0.0
12　公債費	1,698,324	1,138,248	560,076	9.2
13　諸支出金	9,620	0	9,620	0.0
14　予備費	0	0	0	0.0
歳出合計	18,497,663	12,847,742	5,649,921	100.0

〈平成13年度：性質別歳出〉　（千円）

区分		新市	内訳		構成比
			岩井市	猿島町	（%）
1　人件費		4,221,291	3,106,991	1,114,300	21.1
2　扶助費		1,582,659	1,246,281	336,378	7.9
3　公債費		1,678,015	1,185,374	492,641	8.4
4　物件費		2,391,895	1,733,687	658,208	12.0
5　維持補修費		133,781	49,782	83,999	0.7
6　補助費等		2,624,519	1,827,492	797,027	13.1
7　繰出金		1,573,780	1,196,127	377,653	7.9
8　積立金		666,619	417,221	249,398	3.3
9　投資及び出資金・貸付金		129,524	125,374	4,150	0.7
10　投資的経費	普通建設事業費	4,977,018	3,606,364	1,370,654	24.9
	災害復旧事業費	0	0	0	0.0
歳出合計		19,979,101	14,494,693	5,484,408	100.0

〈平成14年度：性質別歳出〉　（千円）

区分	新市	内訳		構成比
		岩井市	猿島町	（%）
1　人件費	4,087,118	2,991,554	1,095,564	22.6
2　扶助費	1,742,368	1,395,927	346,441	9.6
3　公債費	1,655,869	1,157,434	498,435	9.1

4	物件費	2,434,917	1,755,091	679,826	13.4
5	維持補修費	190,174	67,458	122,716	1.0
6	補助費等	2,575,779	1,836,752	739,027	14.2
7	繰出金	1,771,054	1,329,205	441,849	9.8
8	積立金	281,423	174,072	107,351	1.6
9	投資及び出資金・貸付金	30,920	27,820	3,100	0.2
10	投資的経費　普通建設事業費	3,348,558	2,351,649	996,909	18.5
	投資的経費　災害復旧事業費	0	0	0	0.0
歳出合計		18,118,180	13,086,962	5,031,218	100.0

〈平成15年度：性質別歳出〉　（千円）

区分		新市	内訳		構成比
			岩井市	猿島町	（%）
1	人件費	4,152,381	3,049,310	1,103,071	22.4
2	扶助費	1,963,391	1,579,184	384,207	10.6
3	公債費	1,698,311	1,138,235	560,076	9.2
4	物件費	2,515,444	1,806,273	709,171	13.6
5	維持補修費	161,115	88,164	72,951	0.9
6	補助費等	2,542,545	1,740,446	802,099	13.7
7	繰出金	1,793,387	1,309,403	483,984	9.7
8	積立金	175,747	175,671	76	1.0
9	投資及び出資金・貸付金	43,845	33,631	10,214	0.2
10	投資的経費　普通建設事業費	3,451,497	1,927,425	1,524,072	18.7
	投資的経費　災害復旧事業費	0	0	0	0.0
歳出合計		18,497,663	12,847,742	5,649,921	100.0

市制施行協議基準第14号

「将来発展性のあること」については，下記の事項について資料を調整した。

記

1　位置・地勢・面積
2　人口増加の状況
3　産業
4　交通
5　将来の都市建設計画

1．位置・地勢・面積

新市は，茨城県の南西部，首都50㎞圏，県都水戸からは約70㎞の距離に位置し，新市の全域が首都圏近郊整備地帯に指定されている。

新市に隣接する市町は，東に水海道市・石下町，北に三和町・八千代町，西に境町，南に利根川を挟んで千葉県野田市と接している。

新市の総面積は，123.18㎢（岩井市：90.72㎢，猿島町：32.46㎢）で，県土の約2.0％を占め，区域は，東西約12㎞，南北約20㎞となっている。

新市をとりまく自然環境は，新市の南西側に利根川，南側に飯沼川，東側に西仁連川などの河川が流れているとともに，新市の南端には，菅生沼があり，野鳥や昆虫などが生息する首都圏において貴重な水辺空間が残されている。また，新市の中央部は猿島台地と呼ばれる概ね平坦な台地が広がっており，田・畑地や山林など良好な自然環境が残されている。

気候は，太平洋型で，年平均気温は15.0℃，年間降雨量は1,293㎜と比較的温暖な地域である。

２．人口増加の状況

平成12年の国勢調査による１市１町の人口は58,673人である。平成16年４月１日現在の常住人口調査によると57,901人となっており，近年は横ばい・減少の傾向となっている。

今後，我が国の総人口は少子化の一層の進展により，減少に転じることが予想されるが，1市１町の合併により，首都圏中央連絡自動車道の整備効果やつくばエクスプレスの開通を見据え，首都圏近郊整備地帯に位置する都市として，人々が移り住み，住み続けるような魅力ある都市づくりをすすめることとし，建設計画期間中の人口の目標として70,000人を目指す。

また，近年，核家族化が進行しており，平成16年４月１日現在の世帯数は，16,491世帯で昭和60年の世帯数の約1.2倍となっている。

年齢３区分別人口は，少子高齢化の影響により，平成７年から平成12年にかけて，年少人口と老年人口が逆転している。平成16年の年齢３区分別人口構成比は，年少人口が14.6％，生産年齢人口が66.5％，老年人口が19.0％となっており，年少人口が減少傾向，生産年齢人口が横ばい傾向，老年人口は増加傾向にある。

産業別就業者人口は，平成12年の国勢調査では，第１次産業が14.1％，第２次産業が42.7％，第３次産業が42.9％となっている。各産業の就業者数は，第１次産業が減少傾向，第２次産業が横ばい傾向，第３次産業が増加傾向にある。

■人口及び世帯数の推移及び想定（総人口：人，世帯数：世帯，1世帯当たりの人員：人／世帯）

		昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成16年	平成26年想定
総　人　口		57,647	58,699	59,738	58,673	57,901	70,000
内訳	岩井市	42,177	43,102	44,325	43,421	42,746	
	猿島町	15,470	15,597	15,413	15,252	15,155	
世　帯　数		13,242	14,227	15,325	15,707	16,491	21,300
内訳	岩井市	10,096	10,930	11,856	12,070	12,641	
	猿島町	3,146	3,297	3,469	3,637	3,850	
１世帯当たりの人員		4.35	4.13	3.90	3.74	3.51	3.29

資料：昭和60年から平成12年までは国勢調査（各年10月１日現在），
平成16年は常住人口調査（４月１日現在）

■年齢３区分別人口の推移　（上段：人，下段：％）

	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成16年	平成26年度想定
総　人　口	57,647	58,699	59,738	58,673	57,901	70,000
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 ０～14歳	13,632	11,634	10,274	9,051	8,428	9,200
構成比	23.6	19.8	17.2	15.4	14.6	13.1
生産年齢人口 15～64歳	37,986	39,641	40,085	39,304	38,493	43,700
構成比	65.9	67.5	67.1	67.0	66.5	62.4
老年人口 65歳以上	6,029	7,375	9,207	10,312	10,974	17,100
構成比	10.5	12.6	15.4	17.6	19.0	24.5

※年齢不詳があるため，総人口と年齢区分別人口の計が一致しない場合がある。
資料：昭和60年から平成12年までは国勢調査（各年10月１日現在）
平成16年は常住人口調査（４月１日現在）

■産業別就業者人口の推移　（上段：人，下段：％）

	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成26年度想定
就業人口	29.863	31,367	31,902	31,952	37,000
第１次産業	7,722	6,056	4,722	4,517	4,100

構成比	25.9	19.3	14.8	14.1	11.1
第２次産業	11,778	13,699	13,953	13,654	15,100
構成比	39.4	43.7	43.7	42.7	40.8
第３次産業	10,357	11,566	13,174	13,705	17,800
構成比	34.7	36.9	41.3	42.9	48.1

※分類不能の職種があるため，構成比率の計が100に満たない場合がある。

資料：実績値は国勢調査（各年10月１日現在）

３．産　業

◆農　業

これまで，岩井市，猿島町の１市１町は農業を基幹産業として発展してきた。
総農家戸数は年々減少傾向にあるが，平成12年の粗生産額は23,450百万円で，合併後は，茨城県内で屈指の生産額となる。特に畑作が盛んな地域であり，夏ねぎ，トマト，レタス，春はくさいが，銘柄産地の指定を受け，全国有数の生鮮野菜供給基地としての役割を担っている。

新市においては，これらの集積を生かして全国一の野菜生産地としての地位確立を目指し，様々な施策を展開することにより，一層の農業振興が期待できる。

◆工　業

新市は，2つの工業団地を有しており，多数の事業所が立地している。
平成13年の事業所数は297所，製造品出荷額は180,828百万円となっており，近年の推移によると，全国的な傾向と同様に横ばい・減少傾向にあるが，つくばハイテクパークいわいへの事業所の企業立地など新たな事業所の進出も見られる。

新市においては，首都圏中央連絡自動車道のＩ．Ｃが設置されることから，これらの整備効果を生かした産業活性化を進めていく。

◆商　業

１市１町の，平成14年の商店数は733店，売上高は68,428百万円となっている。近年，商店数，売上高ともに卸売りの増減の影響により，全体としては減少傾向にあるが，小売業については，岩井市のモール事業による商店街の振興等が図られている。

新市においては，各地域の特性を生かしながら，市街地の整備と合わせた商業活性化に向けた事業を推進するともに，一体的な振興を図り，商業の振興を図っていく。

４．交　通

◆道　路

高速自動車道については，現在，1市１町内には整備されておらず，常磐自動車道の谷和原Ｉ．Ｃや土浦北Ｉ．Ｃ等の利用となっている。

今後は，首都圏中央連絡自動車道のＩ．Ｃが設置され，東関東，常磐，東北，関越，中央，東名など放射状の各高速道路と連結し，交通の要衝となることが期待される。

一般国道については，国道354号が地域の中心を通過している。現在，国道354号バイパスの整備が進められており，広域幹線道路としての役割を担うことが期待される。

◆鉄　道

鉄道交通については，1市１町内には駅がなく，他市町村所在の駅の利用となっている。
主な利用駅は，ＪＲ東北線古河駅，東武野田線愛宕駅，東武伊勢崎線東武動物公園駅等となっている。

平成17年秋には，つくばエクスプレスが開通予定であり，つくば市，守谷市所在の駅の利用が見込まれるところである。

また，新市への鉄道整備として，地下鉄８号線の野田市までの早期整備及び利根川以北への延伸について，

関係機関への要望活動を引き続き進めていく。

◆バ　ス

バス交通については，岩井市・猿島町から東京駅へ向かう高速バスが運行されているほか，周辺市町へ向かう路線バスが利用されている。

また，各市町において福祉巡回バスの運行や地域内の路線バスへの補助事業を実施し，住民の利便に供しているところである。

新市においては，新市内の各中心市街地・庁舎・公共施設や周辺地域を結ぶコミュニティバスの運行を計画しており，市民の利便性の向上を目指している。加えて，つくばエクスプレスの開通に合わせたバス路線の確保についても，運行会社と協議を進めているところである。

５．将来の都市建設計画

⑴　新市建設の基本理念

岩井市・猿島町の１市１町は，茨城県の南西部・首都50㎞圏の立地条件を生かし発展してきた。今後，少子高齢化社会を迎えるなかで，1市１町の合併によって，広域交通体系の整備効果や地域の特性を生かして，魅力のあふれる安心して暮らせる都市づくりを進めるため，新市のまちづくりの課題を踏まえ，以下の３つの基本理念を設定した。

①　発展・活力「広域交通体系の整備効果や地域資源を生かしたまちづくり」

広域交通体系の整備や地域資源等を生かして，新市の自立・発展を支える産業や都市機能の充実を図り，魅力や活力に満ちたまちづくりを進める。

・当地域は，首都圏中央連絡自動車道の整備により首都圏における新環状連携軸「首都圏環状地域連携軸」に位置し，つくばなど軸上の拠点や首都から放射状に伸びる常磐，東北，関越などの高速道路を通じて全国と結ばれるとともに，成田を通じて世界とつながるなど，新たな交流時代を迎えることとなる。

・新市においてはこれらの整備効果やつくばエクスプレスなどの鉄道交通の利便性を地域の発展に積極的かつ効果的に生かし，経済的・都市的に自立した活力ある新市の形成を目指す。

・日本を代表する生鮮野菜供給基地であることや豊かな自然環境など地域資源の集積を生かしつつ，交流・連携軸の拡大に対応した産業振興や交流施策などを展開し，賑わいや地域の活性化を図る。

②　安全・安心「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」

子どもからお年寄りまで，誰もが安心して住み続けることができる生活環境の充実したまちづくりを進める。

・急速に少子高齢化が進むなか，1市１町が合併することにより得られる行財政基盤の充実・強化を生かして，重点的な施策推進や専門職員の配置など福祉サービスの充実を図り，質の高い福祉社会を実現し，安心して暮らせるまちづくりを進める。

・犯罪や事故，災害から市民の生命と財産を守るための施策を推進し，安全・安心に暮らせる地域づくりを進める。

・誰もが生涯を通じて社会に参加し，心の豊かさを育む文化活動，生涯学習機会等の充実を図るとともに，安心して産み育て，地域の未来を担う個性ある豊かな人材の育成など子育て・教育環境の充実したまちづくりを進める。

③　協働・共生「人と人が協働し，人と自然が共生するまちづくり」

人と人が協働し，手をたずさえ，ともに生きるまちづくりを進め，新市の一体感を醸成させるとともに，人と自然が共生するまちづくりを進める。

・市民の日常生活圏の拡大などに対応した広域的で利便性の高い行政サービスの提供に努める。
・新たなまちづくりの展開にあたって，その主役である市民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進するとともに，一体感のある地域形成を図る。
・これまで守り，培われてきた地域の自然や文化を，新市の財産として，今後も受け継ぎ，育てていくことが重要であり，人と自然が共生するまちづくりを進める。

⑵　新市の将来像

新市においては，

発展・活力　「広域交通体系の整備効果や地域資源を生かしたまちづくり」

安全・安心　「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」

協働・共生　「人と人が協働し，人と自然が共生するまちづくり」

の３つの基本理念に沿ってまちづくりを進める。激動する社会情勢を乗り越え，新市のまちづくりを進めるには，岩井市，猿島町の１市１町の全ての住民が力を合わせ，新市を育てていくことが大切である。

こうしたことから，新市の将来像を，

「人と自然がおりなす　活力・安心・協働に満ちた　坂東市」

とする。

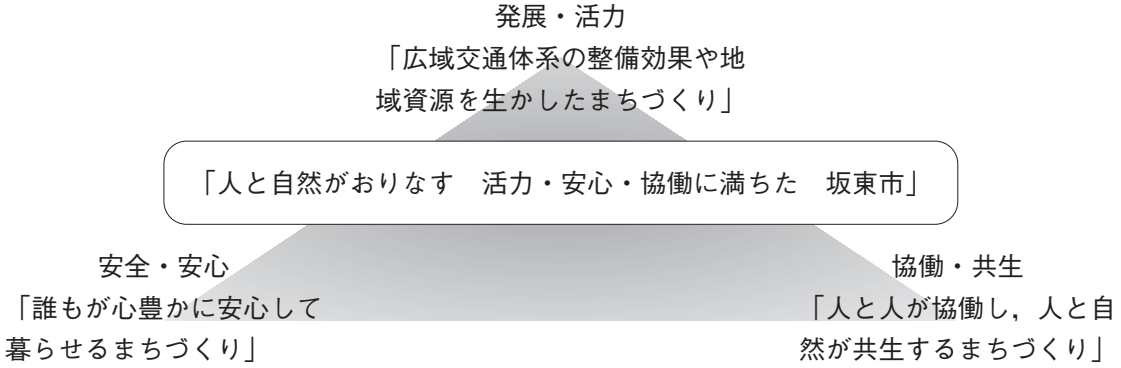

⑶　新市建設の基本方針

１．快適な暮らしと安全を支えるまちづくり（都市基盤・安全対策）

・首都圏中央連絡自動車道，国道354号バイパスなど地域の発展の基盤となる広域交通網の整備促進を図る。
・これらを踏まえつつ，市街地の連携や自然環境と都市機能が調和した都市づくりを実現する土地利用を推進するとともに，広域交通網へアクセスする道路の整備や鉄道の利便性を生かしつつ，1市１町を結ぶ道路・公共交通ネットワークづくりなどを進める。
・豊かな自然環境の中で，生活道路，上下水道など都市機能が整備された利便性の高い居住環境の形成を図る。
・自然災害や犯罪などから市民の生命，財産を守り，市民が安全で安心して暮らせるよう防災・防犯対策の

充実を図るとともに，安全なみちづくりや交通安全意識の向上など交通安全施策の推進を図る。

2．人と自然に優しい環境づくり（環境）

・新市は，猿島台地の平地林や農地などのみどり豊かな自然環境を有している。また，首都圏近郊緑地保全区域，自然環境保全地域に指定されている利根川や菅生沼などは，首都圏における貴重な水辺環境となっている。これらの自然環境を新市の財産として保全・継承するとともに，これらの豊かな自然に親しみ，交流や学びの空間として活用する施策を展開していく。
・廃棄物処理や公害対策などの強化・充実を図るとともに，自然エネルギー等の効率的利用を促進するなど，限られた資源を有効に活用し地球環境に優しい施策に取り組み，資源循環型のリーディング都市づくりを進める。

3. 飛躍的に増大する交流・連携を生かしたまちづくり（産業）

・新市においては，首都圏中央連絡自動車道の整備により飛躍的に増大する人，物，情報の交流・連携を生かして国際化や全国との連携を図り，地域の活性化や雇用の確保，賑わいの創出など新市の発展につながるまちづくりを進める。
・農業を基幹産業として発展してきた新市は，日本を代表する生鮮野菜供給基地として，更に全国的地位の向上を図るため，その集積や広域交通体系の整備効果を活用し，生産・流通体制の充実等これまで以上の積極的なブランド展開などを図るとともに，これら地域農業振興の担い手となる後継者の育成を図る。
・既存の工業の振興を図るとともに，将来的には，広域交通ネットワークの整備を生かして，成田やつくば等との連携のもと，流通・開発・研究系の集積拠点の形成を検討・促進する。
・様々な機能を備えた魅力ある商業の集積など，賑わいと活力のある市街地の活性化を図る。
・茨城県自然博物館，逆井城跡，豊かな自然，歴史，農業など内外に誇れる地域資源を生かした交流の増大と観光振興を進める。

4．福祉，医療の充実による笑顔のあふれる社会づくり（福祉・健康）

・誰もが安心して生きがいのある生活が送れるように，高齢者，障害者，母（父）子家庭，低所得者等に対する質の高い地域福祉施策を推進する。
・少子化や核家族化の進行，女性の社会進出が進むなか，地域全体で子供を育てる児童福祉，子育て支援の推進を図る。
・誰もが生涯にわたって健やかな生活を送れるよう，予防医療・健康づくり施策の推進及び医療需要を踏まえた総合的な地域医療・緊急医療体制の充実を図る。
・バリアフリーやユニバーサルデザイン※を取り入れた人に優しいまちづくりを推進する。

※ユニバーサルデザイン：まちづくりや商品開発において，高齢者や障害者をはじめ誰もが分けへだてなく快適に利用できるよう，形や機能を設計の段階から取り入れていくこと。バリアフリー化の考えをさらに進めたもの。

5．過去，現在，未来をつなぐ文化の継承と未来を築く人づくり（教育・文化）

・新市には，平将門，逆井城跡，猿島茶，イベントなど有形・無形の地域を特徴づける歴史や文化があり，これら地域が培ってきた文化を守り育てるため，イベントや施設整備を進めながら，地域内外へ発信していく。
・人づくりの基本は教育である。21世紀を迎え，国際化が進展する中で，世界や地域に貢献し，様々な分野で個性を発揮し活躍できる子ども達の教育の充実や産業振興等に対応した高等教育の充実を図るとともに，近年の犯罪の低年齢化，不登校，いじめ問題などの課題へ対応した青少年健全育成の充実を図る。
・市民の多様化する学習意欲に対応し，バランスの取れた施設配置や施設のネットワーク化などにより，誰もがいつでもどこでも自由に学ぶことができる生涯学習機会の環境づくりや市民一人ひとりが利用しやすく，楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図る。

６．心かよう交流社会の形成と住民参加のまちづくり（住民参加・交流・コミュニティ）

・１市１町が合併し，共に歩んでいくため，地域間の交流を進め，イベント等のふれあいや交流機会の充実など，1市１町がこれまで築き上げてきたコミュニティの連携を推進して，新市としての一体感の形成を図る。

・合併による都市規模の拡大に対し，地域のニーズを的確に捉え，情報公開など開かれたまちづくりの推進とともに，市民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また，男女が平等な立場でまちづくりに参加し，いきいきと生活できる男女共同参画のまちづくりを進める。

７．新市のまちづくりを支える行財政基盤の確立（行財政）

・１市１町の合併により得られる効果を住民サービスの向上や新しいまちづくりに最大限に活用していく。

・管理部門の統合，適正な定員管理，専門的な組織・職員の配置などにより，行政需要の増大に対応した住民サービス部門の充実を図るとともに，合併による効果を確実なものとするため，行政改革の推進に努め，合理的，効率的で市民に信頼される行政運営を行う。

・また，合併後のまちづくりを進める基盤として，合併特例債等を有効に活用するとともに，長期的な財政収支を見越した効率的で健全な財政運営を推進する。

・情報化施策に積極的に取り組み，各種行政事務の迅速化や効率化による行政サービスの向上とＩＴ社会に対応した市民生活の利便性の向上を図る。

⑷　将来像を実現する主要施策

このプロジェクトは，坂東市建設計画に掲げた各分野の施策を相互に連携させ，合併効果を生かして，総合的・重点的・一体的に推進することにより，大きな効果を発揮させ，新市の将来像である「人と自然がおりなす　活力・安心・協働に満ちた　坂東市」の実現を目指すものである。

１　野菜生産地ブランド拡充プロジェクト

これまで，1市１町は，大消費地東京に近接した立地条件を生かし，生鮮野菜の供給基地として発展してきた。合併により，生産額が全国屈指の都市になることや財政規模の拡大による重点投資，広域的・一体的な取り組みが可能となることを生かして，新市が，全国一の野菜生産基地としての地位確立することを目指す。

合併後の施策展開として，産・学・官と消費者が連携した〈仮称〉地域農業戦略会議を設置し，新ブランド開発，新流通・販売戦略開発，循環型農業の推進，アグリパークの整備検討など，計画的・戦略的な取り組みを進めるものである。

２　新交流連携プロジェクト

新市の区域内においては，首都圏中央連絡自動車道のＩ．Ｃの設置が予定されており，全線開通時には，新市は，首都圏を環状に結ぶ交流連携軸に位置することになる。

新市においては，この整備効果を生かして高速交通の拠点都市として地域の活性化を確実に進めることを目指す。

具体的な施策展開として，首都圏中央連絡自動車道Ｉ．Ｃ付近の土地利用方策の検討，地域の特性を生かした１市１町の中心市街地の一体的な振興，新たな交流拠点の整備，イベント・交流の推進，水と緑のネットワークを生かした交流の推進を進めるものである。

３　交通ネットワーク整備プロジェクト

新市の区域内においては，首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパスなど，発展基盤となる広域交通網の整備計画が進められている。これらの早期整備を促進するとともに，住民の生活圏に対応した生活利便性の一層の向上に資する交通体系づくりを進める。

そのため，新市内の１市１町を結ぶネットワーク道路である「新市幹線道路」や「新市準幹線道路」（国県道），「地区幹線道路」の整備促進を図る。

また，道路体系の構築と合わせ，1市１町の中心部･周辺を巡回するコミュニティバス（ノンステップバス

等）の運行を進め，住民の生活利便に配慮した公共交通体系を構築するものである。

4　育み・支えあうまちづくりプロジェクト

岩井市・猿島町の１市１町においても，急速に少子高齢化が進行しており，
今後，更なる子育て環境の整備や高齢者福祉の充実が求められている。
こうしたなかで，新市においては，専門の組織や専門職の設置・配置が可能になることなど，合併効果を生かして，若い世代が安心して子育てができる施策の展開や高齢者・障害者福祉の充実など，地域全体で支えあう福祉施策の充実を図るとともに，新市の未来を拓く子供たちの教育の充実を図る。
具体的施策の展開として，学童保育や子育てサポーター制度の充実，子育て支援拠点施設の整備，拡充など子育て支援システムづくりを進める。
また，教育分野として，幼稚園と保育園の連携強化や，環境や情報化，国際化に対応した教育内容の充実を図る。また，利便性の高い図書館ネットワークシステムの構築を図るなど，楽しく学べる環境づくりを進めるものである。

5　資源循環型社会のリーディング都市づくりプロジェクト

新市は，河川や平地林，農地など，内外に誇れる豊かな自然環境を有している。これらの恵まれた自然を未来に引き継ぎ，持続的に発展していくことを目指して，住民と協働して，資源循環型リーディング都市づくりを実践する。
具体的施策展開として，環境基本条例や計画の策定，堆肥化センター等の整備検討などを進める。さらに資源循環型産業の育成として，環境に優しいゼロエミッション工業団地の整備検討などを進めるものである。

資　料　10　合併に伴う専決処分

○専決処分条例

議案第１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第１項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第３項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

平成17年３月30日提出

坂東市長職務執行者　　野　口　正　夫

＜別　紙＞

専　決　処　分　書

地方自治法第179条第１項の規定により，下記事項を専決処分する。

平成17年３月22日

坂東市長職務執行者　　野　口　正　夫

記